

防衛特別法人税の創設

目 次

一 創設の経緯等……………	350	三 防衛特別法人税の内容……………	354
二 防衛特別法人税（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第4章）の条文構成及び各条の要旨……………	351		

一 創設の経緯等

令和7年度税制改正においては、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、防衛特別法人税の創設、たばこ税の税率の特例等の創設が行われました。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置を巡っては、令和5年度税制改正において、安全保障環境が厳しさを増す中、国家安全保障戦略等に基づき抜本的に強化される防衛力は将来にわたって維持・強化していく必要があり、これを安定的に支えるための財源については、行財政改革の努力を最大限行うことにより確保した上で、それでも足りない約4分の1について、税制措置により対応するとの方針の下、議論が行われ、「我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において、1兆円強を確保する。」とされ、この具体的な税制措置の対象の一つとして、法人税については、「法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとする」との方針が示されました。

その際、法人税以外の措置も含め、「施行時期は、令和6年以降の適切な時期とする。」とされ

たことを受けて、令和5年度税制改正大綱で示された方針に沿って、令和6年度税制改正に向けて引き続き議論が行われ、「令和5年度税制改正大綱及び上記の基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を令和6年度の税制改正に関する法律の附則において明らかにするもの」とされ、令和6年度税制改正法附則第74条において、「令和9年度に至る各年度の防衛力強化に係る財源確保の必要性を勘案しつつ、（中略）所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとする。」と規定されました。

これらの税制改正大綱の内容や令和6年度税制改正法附則第74条に沿って、令和7年度税制改正に向けて引き続き議論が行われた結果「法人税額に対して、税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税（仮称）を課す。防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除する。」ことが決定されました。

防衛特別法人税の創設等のための我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の改正を含む「所得税法等の一

部を改正する法律」は、去る 3 月 31 日に参議院本会議で可決・成立し、同日に令和 7 年法律第 13 号として公布され、併せて関係政省令も公布されています。

関係政省令は、次のとおりです。

(政令)

- ・ 防衛特別法人税に関する政令（令和 7.3.31 政令第 134 号）

- ・ 国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 7.3.31 政令第 137 号）（省令）
- ・ 防衛特別法人税に関する省令（令和 7.3.31 財務省令第 31 号）
- ・ 防衛特別法人税に関する省令等の一部を改正する省令（令和 7.4.14 財務省令第 46 号）

二 防衛特別法人税（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第 4 章）の条文構成及び各条の要旨

防衛特別法人税は、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「防衛財源確保法」といいます。）第 4 章において規定されており、同章は、第 1 節総

則から第 6 節罰則までの全 43 条で構成されています。その各条の要旨を簡単に示せば、次のとおりです。

条項	趣 旨	内 容
第 1 節 総則		
6	定義	➢ 内国法人、外国法人、人格のない社団等、被合併法人、合併法人、通算親法人、通算子法人、通算法人、通算完全支配関係、適格合併、恒久的施設、事業年度、法人課税信託、防衛特別法人税中間申告書、防衛特別法人税確定申告書、期限後申告書、修正申告書、中間納付額、更正、附帯税、充当及び還付加算金につき定義しています。
7	人格のない社団等及び法人課税信託の受託者への適用	➢ 人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなすこととされています。 ➢ 法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとに別の者とみなすこと等とされています。
8	納税義務者	➢ 各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務があることとされています。
9	課税の対象	➢ 各課税事業年度の基準法人税額に対し、当分の間、防衛特別法人税を課することとされています。
10	基準法人税額	➢ 法人の各事業年度の所得に対する法人税の額とされています。
11	課税事業年度	➢ 法人の令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度とされています。
12	納税地	➢ 法人税の納税地と同一とされています。
第 2 節 課税標準		
13	各課税事業年度の防衛特別法人税の課税標準	➢ 課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされています。 ➢ 課税標準法人税額は、基準法人税額から基礎控除額を控除した金額とされています。 ➢ 基礎控除額は、年 500 万円とされています。なお、通算法人（その事業年度がその通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限ります。）の基礎控除額は、年 500 万円を各通算法人の基準法人税額の比で配分した金額とされています。
第 3 節 税額の計算		
14	税率	➢ 防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に 4 % の税

		率を乗じて計算した金額とされています。ただし、留保金課税の適用を受ける場合には、基準法人税額から加算された留保税額を控除した金額から基礎控除額を控除した金額に4%の税率を乗じて計算することとされています。
15	特定同族会社の特別税率の適用がある場合の防衛特別法人税の額	➤ 留保金課税の適用がある場合には、上記により計算した防衛特別法人税の額に、加算された留保税額から基礎控除残額を控除した金額に4%を乗じて計算した金額を加算することとされています。
16	外国税額の控除	➤ 法人税及び地方法人税における外国税額の控除の適用を受ける場合において、控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額及び地方法人税の控除限度額の合計額を超えるときは、その超える金額を防衛特別法人税の額から控除するものとされています。
17	分配時調整外国税相当額の控除	➤ 法人税及び地方法人税における分配時調整外国税相当額の控除の適用を受ける場合において、分配時調整外国税相当額が法人税額及び地方法人税額の合計額を超えるときは、その超える金額を防衛特別法人税の額から控除するものとされています。
18	控除対象所得税額等相当額の控除	➤ 法人税及び地方法人税における控除対象所得税額等相当額の控除の適用を受ける場合において、控除対象所得税額等相当額が法人税額及び地方法人税額の合計額を超えるときは、その超える金額を防衛特別法人税の額から控除するものとされています。
19	仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除	➤ 防衛特別法人税につき税務署長が更正をした場合に、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の還付の特例の適用があったときは、その更正に係る仮装経理防衛特別法人税額を控除するものとされています。
20	税額控除の順序	➤ 分配時調整外国税相当額の控除、控除対象所得税額等相当額の控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除、外国税額の控除の順序によるものとされています。
第4節 申告、納付及び還付等		
〔第1款 中間申告〕		
21	中間申告	➤ 法人税の中間申告書を提出すべき法人は、6月経過日から2月以内に、前課税事業年度の確定防衛特別法人税額を前課税事業年度の月数で除し、これに中間期間の月数を乗じて計算した金額等を記載した中間申告書（防衛特別法人税中間申告書）を提出しなければならないこととされています。
22	仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等	➤ 法人税の仮決算による中間申告書を提出する法人は、防衛特別法人税についても、上記の防衛特別法人税中間申告書に代えて、当該課税事業年度開始の日以後6月の期間を1事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準法人税額、その課税標準法人税額につき計算した防衛特別法人税の額等を記載した仮決算による防衛特別法人税中間申告書を提出しなければならないこととされています。
23	通算法人の災害等による防衛特別法人税中間申告書の提出期限の延長	➤ 災害等により通算法人の防衛特別法人税中間申告書の提出期限が延長された場合には、他の通算法人についても、防衛特別法人税中間申告書の提出期限が延長されたものとみなすこととされています。
24	防衛特別法人税中間申告書の提出がない場合の特例	➤ 防衛特別法人税中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、その提出すべき防衛特別法人税中間申告書の提出があったものとみなすこととされています。
〔第2款 確定申告〕		
25	確定申告	➤ 各事業年度の所得に対する法人税の確定申告書を提出すべき法人は、当該課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に、課税標準法人税額、防衛特別法人税の額、中間納付額のうち控除しきれなかった金額等を記載した確定申告書（防衛特別法人税確定申告書）を提出しなければならないこととされています。
		➤ 法人税について申告期限の延長がある場合には、法人税と同じ申告期限とされています。
26	通算法人の災害等による防衛特別法人税確定申告	➤ 通算法人が災害等により防衛特別法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合には、他の通算法人についても、防衛特別法人税の確定申告書

	書の提出期限の延長	の提出期限が延長されたものとみなすこととされています。
〔第3款 電子情報処理組織による申告の特例〕		
27	電子情報処理組織による申告	➤ 特定法人である内国法人は、各課税事業年度の防衛特別法人税の申告については、防衛特別法人税中間申告書若しくは防衛特別法人税確定申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書及び添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を、電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより、行わなければならないこととされています。
28	電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例	➤ 電子情報処理組織を使用する方法により申告を行わなければならない内国法人が、法人税の申告につき電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の承認を受けている場合には、その承認に係る税務署長が指定する期間については、防衛特別法人税の申告を書面により行うことができることとされています。
〔第4款 納付〕		
29	中間申告による納付	➤ その申告期限内に納付する義務があることとされています。
30	確定申告による納付	➤ その申告期限内に納付する義務があることとされています。
〔第5款 還付〕		
31	外国税額の還付	➤ その防衛特別法人税確定申告書に記載がある控除しきれなかった外国税額に相当する税額を還付することとされています。
32	中間納付額の還付	➤ その防衛特別法人税確定申告書に記載がある控除しきれなかった中間納付額を還付することとされています。
33	欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付	➤ 税務署長は、欠損金の繰戻しによる法人税の還付請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合において、その課税事業年度の確定防衛特別法人税額があるときは、その法人に対し、確定防衛特別法人税額のうち、法人税の還付金の額に4%を乗じて計算した金額にその課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれをその課税事業年度の基準法人税額で除した金額に相当する金額を併せて還付することとされています。
〔第6款 更正の請求の特例その他〕		
34	更正の請求の特例	➤ 法人税、地方法人税又は防衛特別法人税の修正申告又は更正決定に伴うその後の課税事業年度の防衛特別法人税の更正の請求につき法人税法第81条の規定を準用することとされています。
35	更正に関する特例	➤ 内国法人の提出した防衛特別法人税確定申告書に記載された各課税事業年度の課税標準法人税額がその課税事業年度の課税標準とされるべき課税標準法人税額を超えている場合において、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがあるときは、法人税と同様に、税務署長は、その仮装して経理した内国法人がその課税事業年度後の各課税事業年度においてその事実に係る修正の経理をし、かつ、その修正の経理をした課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書を提出するまでの間は、更正をしないことができることとされています。
36	青色申告書に係る更正	➤ 法人税の申告に合わせるものとされています。 ➤ 法人税法第130条第2項（青色申告の場合の理由付記）を準用するものとされています。
37	更正等による外国税額の還付	➤ 更正等により増加した還付すべき外国税額に相当する税額を還付することとされています。
38	確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付	➤ 決定があった場合に控除しきれなかった中間納付額があるときは、その金額を還付することとされています。 ➤ 更正等により増加した控除しきれなかった中間納付額を還付することとされています。
39	仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の還付の特例	➤ 内国法人の提出した防衛特別法人税確定申告書に記載された各課税事業年度の課税標準法人税額がその課税事業年度の課税標準とされるべき課税標準法人税額を超え、かつ、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、税務署長が防衛特別法人税

第5節 雑則		につき更正をしたときは、法人税と同様に、仮装経理防衛特別法人税額を還付しないこととされています。
40	通算法人の電子情報処理組織による申告	➤ 通算親法人が、他の通算法人の防衛特別法人税の申告に関する事項の処理として、申告書記載事項又は添付書類記載事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供した場合には、当該他の通算法人は、これらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供したものとみなすこととされています。
41	連帯納付の責任	➤ 通算法人は、その通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のその通算完全支配関係がある期間内に納税義務が成立した防衛特別法人税について、連帯納付の責任があるものとされています。
42	当該職員の質問検査権等	➤ 国税通則法の規定を準用することとされています。
43	防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等	➤ 法人税法、地方法人税法、租税特別措置法、国税通則法等他の法令における防衛特別法人税の扱いについて、所要の読替え等が定められています。
		➤ 国税通則法第71条第1項等を適用する場合において、法人税と防衛特別法人税を同一の税目とみなすこととされています。
		➤ 国税通則法第70条第3項又は第71条第1項の規定により法人税、地方法人税又は防衛特別法人税のいずれかについて更正の請求に係る更正が行われた場合には、他方の税目についてもその更正の請求の日から6月を経過する日まで更正又はこれに伴う加算税の賦課決定を行うことができることとされています。
第6節 罰則		
44 48	(ほ脱犯、無申告ほ脱犯、申告書不提出犯、中間申告書虚偽記載犯、検査忌避、両罰規定等)	➤ 法人税法と同様に規定されています。

三 防衛特別法人税の内容

1 防衛特別法人税の概要

(1) 防衛特別法人税の納税義務者と税額の計算

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務があり、防衛特別法人税の額は、原則として、課税事業年度の基準法人税額から基礎控除額（年500万円）を控除した金額に4%の税率を乗じて計算した金額となります。この基準法人税額は、各事業年度の所得に対する法人税の額です。ただし、次の税額控除制度等を適用しない場合の法人税の額とし、附帯税の額を除くこととされています。

- ① 所得税額の控除
- ② 外国税額の控除
- ③ 分配時調整外国税相当額の控除
- ④ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に

伴う法人税額の控除

- ⑤ 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算
- ⑥ 控除対象所得税額等相当額の控除

(2) 申告、納付、還付

- ① 法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければならないこととされています。この中間申告書の提出期限は、法人税の中間申告書の提出期限と同一とされています。納付期限も同様です。
- ② 防衛特別法人税の確定申告書の提出期限は、各事業年度の所得に対する法人税の確定申告書の提出期限と同一とされています。納付期

限も同様です。

- ③ 内国法人に係る外国税額控除による控除されるべき金額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額がある場合には、その金額が還付されます。
- ④ 防衛特別法人税の中間納付額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額がある場合には、その金額が還付されます。
- ⑤ 欠損金の繰戻しによる法人税の還付がある場合には、相当する防衛特別法人税も還付されます。

2 納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務があることとされ、各課税事業年度の基準法人税額が課税の対象とされています（防衛財源確保法 8、9）。なお、人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなすこととされています（防衛財源確保法 7 ①）。また、法人課税信託の受託者は、法人税法と同様に、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、防衛特別法人税関係の規定を適用することとされています（防衛財源確保法 7 ②）。

防衛特別法人税は、実質的には各事業年度の所得に対する法人税の付加税といえるものであり、納税義務者は各事業年度の所得に対する法人税の納税義務者と同範囲です。

各事業年度の所得に対する法人税の納税義務がない法人は、当然に防衛特別法人税の納税義務もないことになります。すなわち、公共法人、収益事業を行わない公益法人等及び人格のない社団等並びに国内源泉所得を有しない外国法人などは、所得に対する法人税を納める義務がないため、防衛特別法人税の納税義務を負うことにはなりません。平成22年10月1日前に解散した清算予納中の法人も同様です。

3 基準法人税額

防衛特別法人税の課税の対象となる基準法人税

額とは、各事業年度の所得に対する法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額です。具体的には、各事業年度の所得に対する法人税の確定申告書（以下「法人税確定申告書」といいます。）を提出すべき次の法人の区分ごとにそれぞれ次により計算した法人税の額で、附帯税の額は除くこととされています（防衛財源確保法10）。

(1) 内国法人

その内国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（次の規定を除きます。）により計算した法人税の額

- ① 法人税法第68条（所得税額の控除）
- ② 法人税法第69条（外国税額の控除）
- ③ 法人税法第69条の2（分配時調整外国税相当額の控除）
- ④ 法人税法第70条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）
- ⑤ 法人税法第70条の2（税額控除の順序）
- ⑥ 租税特別措置法第42条の12の6第6項及び第7項（戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除）
- ⑦ 租税特別措置法第42条の14第1項及び第4項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）。ただし、同法第42条の12の6第6項及び第7項に係る部分に限ります。
- ⑧ 租税特別措置法第66条の7第4項及び第66条の9の3第3項（控除対象所得税額等相当額の控除）

(2) 恒久的施設を有する外国法人

その外国法人の法人税の課税標準である各事業年度の国内源泉所得に係る所得の金額の区分ごとに、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（次の規定を除きます。）

により計算した法人税の額の合計額

(注) 国内源泉所得とは、法人税法第138条第1項各号に掲げるものをいいます。なお、恒久的施設を有する外国法人の場合には、「法人税の課税標準である各事業年度の国内源泉所得に係る所得の金額の区分ごとに」とあることから、同項第1号に掲げる国内源泉所得（恒久的施設に帰せられるべき所得）に係る所得の金額と、同項第2号から第6号までに掲げる国内源泉所得（恒久的施設に帰せられるべき所得以外のもの）に係る所得の金額とにつき、それぞれ法人税の額を計算し、その計算した法人税の額を合計した金額がその外国法人の基準法人税額となります。

- ① 法人税法第144条（所得税額の控除）
- ② 法人税法第144条の2（外国税額の控除）
- ③ 法人税法第144条の2の2（分配時調整外国税相当額の控除）
- ④ 法人税法第144条の2の3（税額控除の順序）
- ⑤ 租税特別措置法第42条の12の6第6項及び

第7項（戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除）

(3) 恒久的施設を有しない外国法人

その外国法人の法人税の課税標準である各事業年度の国内源泉所得に係る所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（次の規定を除きます。）により計算した法人税の額

(注) 国内源泉所得とは、法人税法第138条第1項各号に掲げるものをいいます。なお、恒久的施設を有しない外国法人の場合には、同項第2号から第6号までに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき、計算される法人税額がその外国法人の基準法人税額となります。

- ① 法人税法第144条（所得税額の控除）
- ② 租税特別措置法第42条の12の6第6項及び第7項（戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除）

【法人税の計算過程と防衛特別法人税における基準法人税額の計算過程との関係】

法 人 税	防 衛 特 別 法 人 税	(参考) 地 方 法 人 税
所得に対する法人税の額の計算 (所得金額×法人税率＝法人税額(調整前))	基準法人税額の計算 (計算の基礎となる法人税額＝所得金額×法人税率)	基準法人税額の計算 (計算の基礎となる法人税額＝所得金額×法人税率)
△ 措置法・東日本震災税特法の税額控除 (措法42の4～42の13・66の7④・66の9の3③、東日本震災税特法17の2～17の4)	適用後の金額(※1の規定は適用しない)	適用後の金額(※1の規定は適用しない)
+ 上記の取戻し課税(措法42の4・42の14、東日本震災税特法17の4の2)	適用後の金額(※2の規定は適用しない)	適用後の金額(※2の規定は適用しない)
+ 使途秘匿金課税(措法62)	適用後の金額	適用後の金額
+ 土地重課(措法62の3・63(第5節の2))	同上	同上
+ 留保金課税(法法67)	同上	同上
△ 所得税額控除(法法68) △ 外国税額控除(法法69) △ 分配時調整外国税相当額の控除(法法69の2) △ 仮装経理税額控除(法法70)	適用前の金額	適用前の金額

※1 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置による税額控除(措法42の12の6⑥⑦)、控除対象所得税額等相当額の控除(措法66の7④・66の9の3③)

※2 通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額(措法42の14①④)のうち戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置による部分

適用を除外している規定は、上記(1)⑥及び⑦、(2)⑤並びに(3)②を除き、二重課税の控除等の調整をするものであり、それぞれの法人の所得に対する実質的な法人税額を対象に防衛特別法人税の額を計算するため、これらの規定の適用前の法人税額とされているものです。なお、上記(1)⑥及び⑦、(2)⑤並びに(3)②については、二重課税の控除等の調整をするものではありませんが、「戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置」が、GX 経済移行債(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第7条第1項の規定により政府が発行する公債)を活用して財源を確保するとの特殊な性格を持つことから、この制度による控除又は加算前の金額とされたものです。

また、政策税制である税額控除とその取戻し課税等については、上記(1)⑥及び⑦、(2)⑤並びに(3)②を除き、防衛特別法人税との調整規定が

設けられていないことから、基準法人税額は、次の規定の適用後の各事業年度の所得に対する法人税の額となります。

- ・ 租税特別措置法第42条の4(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)
- ・ 租税特別措置法第42条の6第2項及び第3項(中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)
- ・ 租税特別措置法第42条の9(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)
- ・ 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)
- ・ 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)
- ・ 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地

域経済^{けん}牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等^{けん}を取得した場合の法人税額の特別控除)

- ・ 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等^{けん}を取得した場合の法人税額の特別控除）
- ・ 租税特別措置法第42条の12（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）
- ・ 租税特別措置法第42条の12の2（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）
- ・ 租税特別措置法第42条の12の4第2項及び第3項（中小企業者等が特定経営力向上設備等^{けん}を取得した場合の法人税額の特別控除）
- ・ 租税特別措置法第42条の12の5（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）
- ・ 租税特別措置法第42条の12の6第2項から第4項まで（生産工程効率化等設備^{けん}を取得した場合等の法人税額の特別控除）

（注） なお、租税特別措置法第42条の12の6第6項及び第7項（戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除）は対象外です。

- ・ 租税特別措置法第42条の14第1項及び第4項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）。ただし、同法第42条の12の6第6項及び第7項（戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除）に係る部分を除きます。
- ・ 租税特別措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）
- ・ 租税特別措置法第62条の3第1項及び第9項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）
- ・ 租税特別措置法第63条第1項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）
- ・ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法

律の臨時特例に関する法律（以下「東日本震災税特法」といいます。）第17条の2第2項及び第3項（特定復興産業集積区域において機械等^{けん}を取得した場合の法人税額の特別控除）

- ・ 東日本震災税特法第17条の2の2第2項及び第3項（企業立地促進区域等において機械等^{けん}を取得した場合の法人税額の特別控除）
- ・ 東日本震災税特法第17条の2の3第2項及び第3項（避難解除区域等において機械等^{けん}を取得した場合の法人税額の特別控除）
- ・ 東日本震災税特法第17条の3（特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）
- ・ 東日本震災税特法第17条の3の2（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）
- ・ 東日本震災税特法第17条の3の3（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

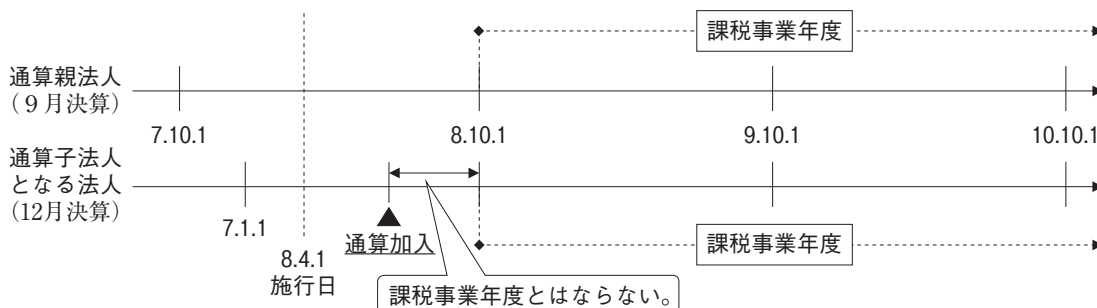
4 課税事業年度

課税事業年度は、法人の令和8年4月1日以後に開始する各事業年度をいうこととされています（防衛財源確保法11）。なお、その法人が通算子法人である場合には、その法人に係る通算親法人の令和8年4月1日以後に開始する事業年度の期間内に開始するその法人の事業年度とされています（防衛財源確保法11）。

これは、防衛特別法人税を課される期間であり、この期間ごとに防衛特別法人税の額を計算することとなりますので、防衛特別法人税の課税対象である基準法人税額の計算期間と一致させるため、法人税の課税期間である各事業年度とされたものです。

（注） 事業年度は、法人税法第13条及び第14条に規定する事業年度をいいます（防衛財源確保法6十二）。

【通算子法人の課税事業年度】



5 納税地

法人の防衛特別法人税の納税地は、その法人の法人税の納税地とされ、具体的には、法人税法第16条から第18条までの規定による納税地とされています（防衛財源確保法12①）。防衛特別法人税は、各事業年度の所得に対する法人税の付加税といえるものであることから、納税地は法人税の納税地と同じになります。

なお、法人税の納税地の指定の処分の取消しがあった場合には、法人税と同様に、その処分の取消しが行われるまでにされた申告、処分等については、その取消しの効果を及ぼさないこととされています（防衛財源確保法12②）。

6 課税標準

(1) 課税標準法人税額

防衛特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされています（防衛財源確保法13①）。この各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額から基礎控除額を控除した金額とされています（防衛財源確保法13②一）。ただし、各課税事業年度の基準法人税額のうちに特定同族会社の特別税率（留保金課税）により加算された金額（以下「留保税額」といいます。）がある場合の課税標準法人税額は、次の①及び②の金額の合計額とされています（防衛財源確保法13②二）。

① その課税事業年度の加算前基準法人税額か

ら基礎控除額を控除した金額

（注） 加算前基準法人税額とは、基準法人税額から留保税額を控除した金額をいいます（防衛財源確保法13②二イ）。

② その課税事業年度の基準法人税加算額から基礎控除残額を控除した金額

（注） 基準法人税加算額とは、基準法人税額のうち留保税額をいいます（防衛財源確保法13②二ロ）。

(2) 基礎控除額

課税標準法人税額の計算上基準法人税額から控除することとされている基礎控除額とは、次の課税事業年度の区分に応じてそれぞれ次の金額をいいます（防衛財源確保法13③）。

① 通算法人以外の法人の課税事業年度……年500万円（防衛財源確保法13③一）

（注） 課税事業年度が1年に満たない場合には、上記の「年500万円」は「500万円を12で除し、これにその課税事業年度の月数を乗じて計算した金額」となります（防衛財源確保法13③）。この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすることとされています（防衛財源確保法13③）。

② 通算親法人の課税事業年度又は通算子法人のその通算子法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了する課税事業年度……次の算式により計算した金額（防衛財源確保

法13③二)

《算式》

$$500\text{万円} \times \frac{\text{その通算法人のその課税事業年度の基準法人税額（防衛財源確保法13③二イ）}}{\text{その通算法人のその課税事業年度及びその課税事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する課税事業年度の基準法人税額の合計額（防衛財源確保法13③二ロ）}}$$

（注1） 通算親法人の課税事業年度が1年に満たない場合におけるその通算親法人及び他の通算法人については、上記算式中の「500万円」は、「500万円を12で除し、これにその通算法人に係る通算親法人の課税事業年度の月数を乗じて計算した金額」となります（防衛財源確保法13⑧）。この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすることとされています（防衛財源確保法13⑨）。

（注2） 上記の通算法人又は他の通算法人の課税事業年度の基準法人税額のうち留保税額がある場合には、上記の基準法人税額は、加算前基準法人税額となります。

すなわち、通算法人の基礎控除額は、年500万円を各通算法人の基準法人税額又は加算前基準法人税額の比で配分した金額です。

③ 通算子法人の上記②の課税事業年度以外の課税事業年度……500万円を12で除し、これにその課税事業年度の月数を乗じて計算した金額

（注） 上記の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすることとされています（防衛財源確保法13⑨）。

この③の課税事業年度に該当するのは、通算子法人の課税事業年度終了の日がその通算子法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日でない課税事業年度、すなわち、通算親

法人の課税事業年度途中で離脱した通算子法人のその離脱日の前日に終了する課税事業年度です。この課税事業年度については、基礎控除額が「500万円の月数按分額」となり、他の通算法人との間で基準法人税額又は加算前基準法人税額の比で配分することにはなりません。

（3） 基礎控除残額

基準法人税額のうち留保税額がある場合の課税標準法人税額の計算上基準法人税加算額から控除することとされている基礎控除残額とは、次の課税事業年度の区分に応じそれぞれ次の金額をいいます（防衛財源確保法13④）。

① 通算法人以外の法人の課税事業年度……基礎控除額から加算前基準法人税額を控除した金額（防衛財源確保法13④一）

② 通算親法人の課税事業年度又は通算子法人のその通算子法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了する課税事業年度……次の算式により計算した金額（防衛財源確保法13④二）

《算式》

$$\text{通算法人の基礎控除残額} \times \frac{\text{その通算法人のその課税事業年度の基準法人税加算額（防衛財源確保法13④二イ）}}{\text{その通算法人のその課税事業年度及びその課税事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する課税事業年度の基準法人税加算額の合計額（防衛財源確保法13④二ロ）}}$$

（注1） 通算法人の基礎控除残額は、500万円からその通算法人のその課税事業年度及びその課税事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する課税事業年度の基準法人税額（これらの課税事業年度の基準法人税額のうち留保税額がある場合には、加算前基準法人税額）

の合計額を控除した金額です。すなわち、通算グループ全体の基礎控除額の残余額です。

(注2) 通算親法人の課税事業年度が1年に満たない場合におけるその通算親法人及び他の通算法人については、上記(注1)の「500万円」は、「500万円を12で除し、これにその通算法人に係る通算親法人の課税事業年度の月数を乗じて計算した金額」となります(防衛財源確保法13⑧)。この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすることとされています(防衛財源確保法13⑨)。

③ 通算子法人の上記②の課税事業年度以外の課税事業年度……基礎控除額から加算前基準法人税額を控除した金額(防衛財源確保法13④三)

(4) 通算法人の遮断措置等

① 遮断措置

通算法人の課税標準法人税額、基礎控除額又は基礎控除残額を計算する場合において、基準法人税額又は基準法人税加算額が通算課税事業年度の防衛特別法人税の期限内申告書にその通算課税事業年度の基準法人税額又は基準法人税加算額として記載された金額(以下それぞれ「当初申告基準法人税額」又は「当初申告基準法人税加算額」といいます。)と異なるときは、当初申告基準法人税額又は当初申告基準法人税加算額を基準法人税額又は基準法人税加算額とみなすこととされています(防衛財源確保法13⑤)。

(注1) 通算課税事業年度とは、通算法人の上記(2)②の算式の「その通算法人のその課税事業年度」若しくは「他の通算法人の同日に終了する課税事業年度」又は上記(3)②の算式の「その通算法人のその課税事業年度」若しくは「他の通算法人の同日に終了する課税事業年度」をいいます。

(注2) その課税事業年度の基準法人税額のうち留保税額がある場合には、上記の基準法人税額は、加算前基準法人税額となります。

すなわち、通算法人(自己及び他の通算法人)の期限内申告における基準法人税額(その課税事業年度の基準法人税額のうち留保税額がある場合には、加算前基準法人税額)又は基準法人税加算額の計算に誤りがあった場合においても、課税標準法人税額を計算する場合における各通算法人に配分される基礎控除額及び基礎控除残額は、変わらないこととなります。

② 全体再計算

通算課税事業年度のいずれかについて修正申告書の提出又は更正がされる場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、上記(2)②の課税事業年度及び上記(3)②の課税事業年度については、上記①は適用しないこととされています(防衛財源確保法13⑥)。

イ 上記①を適用しないものとした場合における上記(2)②の算式の分母の金額(基準法人税額のうち留保税額がある場合には、上記(3)②の算式の分母の金額を加算した金額)が500万円以下である場合

(注) 通算親法人の課税事業年度が1年に満たない場合におけるその通算親法人及び他の通算法人については、上記の「500万円」は、「500万円を12で除し、これにその通算法人に係る通算親法人の課税事業年度の月数を乗じて計算した金額」となります(防衛財源確保法13⑧)。この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすることとされています(防衛財源確保法13⑨)。

ロ その通算課税事業年度について法人税法第64条の5第6項(欠損事業年度の全体再計算)の規定の適用がある場合

ハ その通算課税事業年度について法人税法

第64条の5第8項（法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算）の規定の適用がある場合

上記イの場合において、全体再計算をすることとしているのは、修正申告又は更正後の通算グループ内の通算法人の基準法人税額の合計額が500万円に満たない場合には、上記①を適用すれば全ての通算法人の基準法人税額の合計額が500万円に満たなくても修正申告又は更正の対象となる通算法人については課税標準法人税額の計算上、使用されない基礎控除額が生じる可能性があることから、そのような状態にならないように全体再計算をするものです。

③ 期限内申告額の洗替え

通算課税事業年度について上記②イ又はロに該当する場合に上記②を適用して（すなわち、全体再計算をして）修正申告書の提出又は更正がされた後における上記①（遮断措置）の適用については、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書にその通算課税事業年度の基準法人税額又は基準法人税加算額として記載された金額を当初申告基準法人税額又は当初申告基準法人税加算額とみなすこととされています（防衛財源確保法13⑦）。

（注1） 更正通知書とは、国税通則法第28条第2項に規定する更正通知書をいいます。

（注2） その通算課税事業年度の基準法人税額のうち留保税額がある場合には、上記の基準法人税額は、加算前基準法人税額となります。

すなわち、上記②を適用して全体再計算をした後、通算グループ内のいずれかの法人の申告に誤りが発見された場合に、上記①を適用する場合の当初申告基準法人税額又は当初申告基準法人税加算額は、上記②を適用して行った修正申告又は更正による金額に洗い替えるものです。

7 税額の計算

(1) 税率

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に4%の税率を乗じて計算した金額です（防衛財源確保法14①）。税率は、法人の種類を問わず一律とされていますが、基準法人税額が法人税における法人の種類ごとの税率を反映したものとなっていますので、結果としては、法人の種類に配慮した税負担となっています。

また、法人の各課税事業年度の基準法人税額に留保税額が含まれている場合における防衛特別法人税の額を算出する際の課税標準法人税額は、上記6(1)①の金額（加算前基準法人税額から基礎控除額を控除した金額）とされています（防衛財源確保法14②）。これは、一旦、留保金課税により加算された法人税の額を除いた基準法人税額を基礎として防衛特別法人税の額を計算し、この計算した防衛特別法人税の額をもって留保金課税における課税留保金額を算出するためです。

（注） 後述するとおり、防衛特別法人税の額は、法人税の計算上損金の額に算入されませんが、留保されないものであることから、留保金課税における課税留保金額を計算する場合には、法人税及び地方法人税と同様に、所得等の金額のうち留保した金額から控除されます（防衛財源確保法43①による読替後の法67③）。このとき、留保金課税による法人税に対する防衛特別法人税の額を計算しようとすると、循環して計算ができないこととなるため、これも法人税及び地方法人税と同様に留保金課税による法人税の額の計算上、考慮しないこととしているものです。

(2) 留保金課税の適用がある場合の防衛特別法人税の額

留保金課税による法人税の額にも防衛特別法人税を課すため、この留保金課税による法人税

の額に対する防衛特別法人税の額を別途計算することとされています。具体的には、内国法人が各課税事業年度において留保金課税の適用を受ける場合には、その内国法人の防衛特別法人税の額は、上記(1)により計算した防衛特別法人税の額に、上記 6(1)②の金額（基準法人税加算額から基礎控除残額を控除した金額）に 4 % を乗じて計算した金額を加算した金額となります（防衛財源確保法15）。

(注) 上記(1) (注) のとおり、循環して計算できなくなることを避けるため、一旦、上記(1)により計算された防衛特別法人税の額を基に、法人税法において留保金課税による法人税の額とされる金額を算出し、その算出された法人税の額（正確には、加算される金額）から基礎控除残額を控除した金額に税率と同じ 4

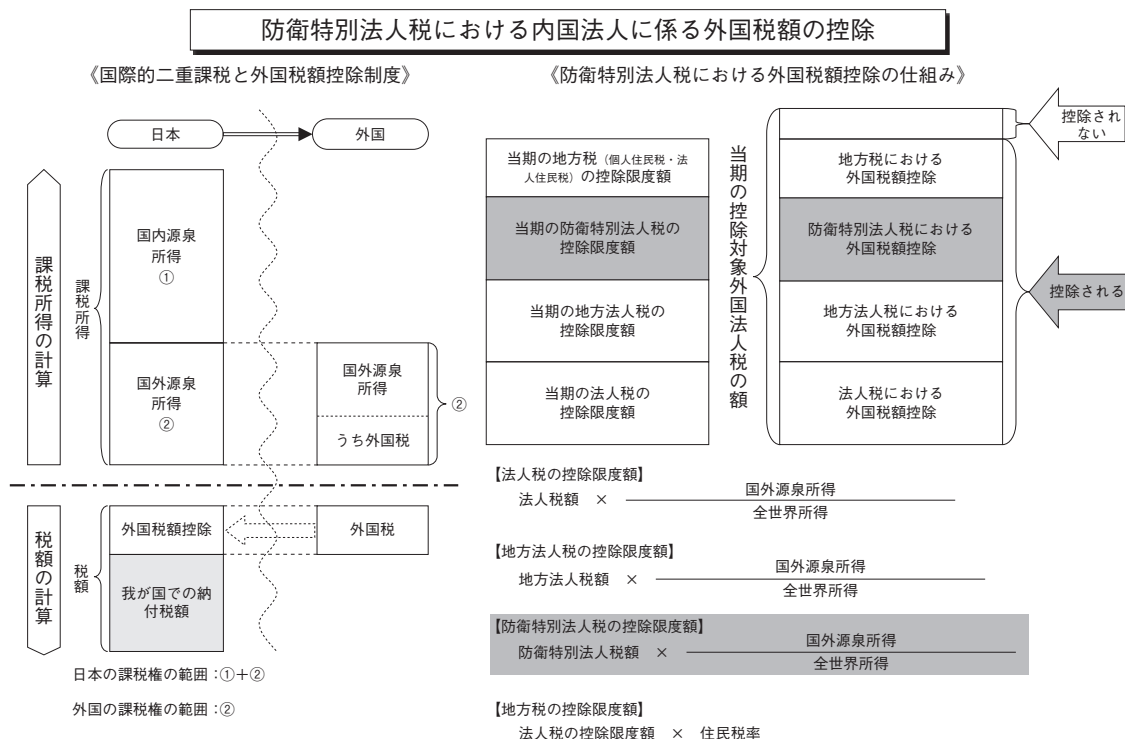
% を乗じて計算することとなります。

(3) 外国税額控除

① 制度の概要

イ 内国法人に係る外国税額控除

内国法人が各課税事業年度において法人税及び地方法人税における外国税額控除（法法69①、地法法12①）の適用を受ける場合において、その課税事業年度の控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額（法法69①）及び地方法人税控除限度額（地法法12①）の合計額を超えるときは、その超える金額を控除限度額の範囲内で、その課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除することとされています（防衛財源確保法16①）。



ロ 外国法人に係る外国税額控除

恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において法人税及び地方法人税における外国税額控除（法法144の 2 ①、地法

法12②）の適用を受ける場合において、その課税事業年度の控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額（法法144の 2 ①）及び地方法人税の控除限度額（地法法12

②) の合計額を超えるときは、その超える金額を控除限度額の範囲内で、その課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除することとされています(防衛財源確保法16②)。

ハ 外国法人税の額及び控除対象外国法人税の額

外国法人税の額及び控除対象外国法人税の額は、法人税及び地方法人税のそれらと同様とされています(防衛財源確保法16①②)。したがって、外国法人税のうちその所得に対する負担が高率な部分の額、通常行われる取引と認められない取引に基因して生じた所得に対して課される外国法人税の額その他一定の外国法人税の額については、控除対象外国法人税の額に該当せず、法人税及び地方法人税と同様に、外国税額控除の対象外となります。

また、内国法人に係る外国税額控除における控除対象外国法人税の額については、租税特別措置法第66条の7第1項(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)の外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち、その外国関係会社の課税対象金額に対応するもの、部分課税対象金額に対応するもの又は金融子会社等部分課税対象金額に対応するもの及び同法第66条の9の3第1項(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額のうち、その外国関係法人の課税対象金額に対応するもの、部分課税対象金額に対応するもの又は金融関係法人部分課税対象金額に対応するもので、これらの規定により控除対象外国法人税の額とみなされるものも含まれます(防衛財源確保法16①)。

なお、内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等又は恒久的施設を有する外国法人である人格のない社団等が収益事業以外の事業又はこれに属する資産から

生ずる所得について納付する控除対象外国法人税の額については、法人税及び地方法人税と同様に、本制度の適用がないこととされています(防衛財源確保法16③)。

ニ 控除限度額

(イ) 内国法人に係る外国税額控除

防衛特別法人税における内国法人に係る外国税額控除の控除限度額は、上記(1)により計算した防衛特別法人税の額に法人税法施行令第142条第1項(控除限度額の計算)に規定する割合、すなわちその事業年度の所得金額のうちにその事業年度の調整国外所得金額の占める割合を乗じて計算した金額とされています(防衛特別法人税に関する政令3①)。

《算式》

$$\text{控除限度額} = \frac{\text{防衛特別法人税の額 (注1)}}{\text{調整国外所得金額}} \times \frac{\text{調整国外所得金額}}{\text{所得金額}}$$

(注1) 「防衛特別法人税の額」とは、i に掲げる金額から ii に掲げる金額を控除した金額とされています(防衛特別法人税に関する政令3①、附則2②)。

i その課税事業年度の課税標準法人税額につき上記(1)により計算した防衛特別法人税の額(その課税事業年度の基準法人税額のうち、税額加算規定(次の規定又は旧賃借資産税額加算規定(注2))をいいます。(注1)において同じです。)により加算された金額がある場合には、その基準法人税額からその加算された金額(その基準法人税額のうち留保税額がある場合には、その税額加算規定により加算された金額及びその留保税額の合計額)を控除した金額にその課税標準法人税額がその基準法人税額のうち占める割合を乗じて

計算した金額を課税標準法人税額として、これに４％の税率を乗じて計算した防衛特別法人税の額)

(i) 租税特別措置法第42条の14第1項（東日本震災税特法第17条の4の2第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第4項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）

(ii) 租税特別措置法第3章第5節（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）

(iii) 租税特別措置法第3章第5節の2（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

ii 留保金課税及び税額加算規定の適用がないものとして次の規定（以下「税額控除規定」といいます。）を適用した場合に防衛特別法人税における分配時調整外国税相当額の控除（防衛財源確保法17①）及び控除対象所得税額等相当額の控除（防衛財源確保法18①②）により控除をされるべき金額の合計額

(i) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第33条第1項の規定により読み替えて適用される法人税法第69条の2第1項及び地方法人税法第12条の2第1項並びに防衛財源確保法第17条第1項（分配時調整外国税相当額の控除）

(ii) 防衛財源確保法第43条第1項及び復興財源確保法第33条第1項の規定により読み替えて適用

される租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項並びに第66条の9の3第3項及び第9項並びに防衛財源確保法第18条第1項及び第2項（控除対象所得税額等相当額の控除）

（注2）「旧賃借資産税額加算規定」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号。（注2）において「平成19年改正法」といいます。）附則第89条、第90条第6項、第91条及び第92条の規定（（注2）において「改正法附則規定」といいます。）によりなお従前の例によることとされる場合における平成19年改正法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の6第6項、第42条の7第6項、第42条の10第6項及び第42条の11第6項の規定（（注2）において「旧規定」といいます。）並びに改正法附則規定に類する規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧規定に類する賃借した資産を事業の用に供しなくなった場合の法人税の額への加算に関する特例を定めている規定をいいます（防衛特別法人税に関する政令附則2①）。

(ロ) 恒久的施設を有する外国法人に係る外国税額控除

防衛特別法人税における恒久的施設を有する外国法人に係る外国税額控除の控除限度額は、恒久的施設帰属防衛特別法人税額に法人税法施行令第194条第1項（控除限度額の計算）に規定する割合、すなわちその事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額のうちにその事業年度の調整国外所得金額の占める割合を乗じて計算した金額とされています（防衛特別法人税に関する政令3②③）。

《算式》

$$\text{控除限度額} = \frac{\text{恒久的施設
帰属防衛特
別法人税額
(注)}}{\text{調整国外所得
金額}} \times \frac{\text{恒久的施設帰
属所得に係る
所得の金額}}{\text{恒久的施設帰
属所得に係る
所得の金額}}$$

(注) 「恒久的施設帰属防衛特別法人税額」

とは、i に掲げる金額から ii に掲げる金額を控除した金額とされています(防衛特別法人税に関する政令 3 ②、附則 2 ②)。

i 外国法人の当該課税事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(上記 3(2)①から⑤までに掲げる規定を除きます。)により計算した法人税の額(附帯税の額を除きます。)にその課税事業年度の課税標準法人税額がその課税事業年度の基準法人税額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を課税標準法人税額として、これに 4 % の税率を乗じて計算した防衛特別法人税の額(その課税事業年度のその法人税の額のうちに税額加算規定(次の規定又は旧賃借資産税額加算規定をいいます。ii において同じです。)により加算された金額がある場合には、その法人税の額からその加算された金額を控除した金額にその割合を乗じて計算した金額を課税標準法人税額として、これに 4 % の税率を乗じて計算した防衛特別法人税の額)

(i) 租税特別措置法第 3 章第 5 節(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

(ii) 租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2 (土地の譲渡等がある場合の特別税率)

ii 税額加算規定の適用がないものと

して分配時調整外国税相当額の控除(復興財源確保法 33①による読替え適用後の税法 144 の 2 の 2 ①及び地税法 12 の 2 ②並びに防衛財源確保法 17 ②)の規定を適用した場合に防衛特別法人税における分配時調整外国税相当額の控除(防衛財源確保法 17 ②)により控除をされるべき金額

なお、法人税及び地方法人税における外国法人に係る外国税額控除と同様に、控除しきれない金額は還付されませんので、留意が必要です。

(ハ) 通算法人に係る外国税額控除

i 防衛特別法人税控除限度額の計算方法

(i) 防衛特別法人税控除限度額

通算法人の各課税事業年度(その通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限ります。以下「通算課税事業年度」といいます。)の防衛特別法人税控除限度額は、その通算法人のその通算課税事業年度の上記(1)により計算した防衛特別法人税の額及びその通算課税事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人(以下「他の通算法人」といいます。)のその終了の日に終了する各課税事業年度(以下「他の課税事業年度」といいます。)の上記(1)により計算した防衛特別法人税の額の合計額のうち、その通算法人のその通算課税事業年度の国外所得金額に対応するものとして計算した金額とされています(防衛財源確保法 16④)。

具体的には、通算法人の通算課税事業年度の調整前控除限度額からその通算課税事業年度の控除限度調整額を控除した金額(その調整前控除

限度額が零を下回る場合には、零）とされています（防衛特別法人税に関する政令 3 ④）。

なお、基本的な仕組みは法人税及び地方法人税の控除限度額の計算と同様です。

《算式》

通算法人の
防衛特別法人税控除限度額

$$= \text{調整前控除限度額} - \text{調整額}$$

(ii) 調整前控除限度額

調整前控除限度額とは、次に掲げる金額の合計額に、各通算法人の所得金額の合計額のうちその通算法人の調整国外所得金額の占める割合（法令148②）を乗じて計算した金額をいいます（防衛特別法人税に関する政令 3 ⑤）。

- a 通算法人のその通算課税事業年度の課税標準法人税額につき上記(1)により計算した防衛特別法人税の額（注 1）から、留保金課税及び税額加算規定（注 2）の適用がないものとして税額控除規定を適用した場合に防衛特別法人税における分配時調整外国税相当額の控除（防衛財源確保法17①）及び控除対象所得税額等相当額の控除（防衛財源確保法18①②）により控除をされるべき金額の合計額を控除した金額
- b 他の通算法人の他の課税事業年度の課税標準法人税額につき上記(1)により計算した防衛特別法人税の額（注 1）から、留保金課税及び税額加算規定（注 2）の適用がないものとして税額控除規定を適用した場合に防衛特別法人税における分配時調整外国税相当額の控除（防衛財源確保法17①）及び控

除対象所得税額等相当額の控除（防衛財源確保法18①②）により控除をされるべき金額の合計額を控除した金額の合計額

（注 1）「防衛特別法人税の額」は、その通算課税事業年度の基準法人税額のうち税額加算規定により加算された金額がある場合には、その基準法人税額からその加算された金額（その基準法人税額のうちに留保税額がある場合には、その税額加算規定により加算された金額及びその留保税額の合計額）を控除した金額にその課税標準法人税額がその基準法人税額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を課税標準法人税額として、これに 4 % の税率を乗じて計算した金額とされています。

（注 2）「税額加算規定」とは、次の規定又は旧賃借資産税額加算規定をいいます。

- (a) 租税特別措置法第42条の 4 第 8 項第 6 号ロ又は第 7 号（これらの規定を同条第 18 項において準用する場合を含みます。）（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）
- (b) 租税特別措置法第42条の 14 第 1 項（東日本震災税法第17条の 4 の 2 第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第 4 項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）
- (c) 租税特別措置法第 3 章第

5 節（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）

(d) 租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

《算式》

$$\text{調整前控除限度額} = \frac{\text{各通算法人の防衛特別法人税の額の合計額}}{\text{通算法人の調整国外所得金額}} \times \text{各通算法人の所得金額の合計額}$$

(iii) 控除限度調整額

控除限度調整額とは、a に掲げる金額に b に掲げる金額のうちに b(a) に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額をいいます（防衛特別法人税に関する政令 3 ⑥）。

a 他の通算法人の他の課税事業年度の調整前控除限度額が零を下回る場合のその下回る額の合計額

b 次に掲げる金額の合計額

(a) 通算法人のその通算課税事業年度の調整前控除限度額（零を超えるものに限ります。）

(b) 他の通算法人の他の課税事業年度の調整前控除限度額（零を超えるものに限ります。）の合計額

《算式》

$$\text{控除限度調整額} = \frac{\text{各通算法人の調整前控除限度額が零を下回る場合のその下回る額の合計額}}{\text{通算法人の調整前控除限度額（零を超えるものに限ります。）}} \times \text{各通算法人の調整前控除限度額（零を超えるものに限ります。）の合計額}$$

(iv) 通知義務

通算法人（通算法人であった内国法人を含みます。）は、その通算法人の通算課税事業年度後において、その通算課税事業年度の期限内申告書に添付された書類に防衛特別法人税額（上記(ii) a に掲げる金額をいいます。(iv)において同じです。）として記載された金額とその通算課税事業年度の防衛特別法人税額とが異なることとなった場合には、法人税及び地方法人税と同様に、他の通算法人に対し、その異なることとなった防衛特別法人税額を通知しなければならないこととされています（防衛特別法人税に関する政令 3 ⑦）。

ii 期限内申告書の申告期限後において当初申告税額控除額の誤りが発覚した場合の調整方法

防衛特別法人税における外国税額控除においても、各通算法人の過去の課税事業年度における当初の外国税額控除額と再計算後の外国税額控除額に過不足額が生じることとなった場合には、進行課税事業年度においてその過不足額の調整等を行うといった、納税者及び税務当局の事務負担の軽減を図るための措置が導入されています。なお、基本的な仕組みは法人税及び地方法人税における期限内申告書の申告期限後において当初申告税額控除額の誤りが発覚した場合の調整方法と同様です。

(i) 適用課税事業年度における当初申告税額控除額の固定措置（当初申告税額控除額固定措置）

通算法人が外国税額控除（防衛財源確保法16①）を適用する場合において、通算法人の各課税事業年度（その通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するも

のに限ります。以下「適用課税事業年度」といいます。)の税額控除額(その適用課税事業年度における外国税額控除をされるべき金額をいいます。以下同じです。)が、当初申告税額控除額(その適用課税事業年度の期限内申告書に添付された書類にその適用課税事業年度の税額控除額として記載された金額をいいます。以下同じです。)と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなすこととされています(防衛財源確保法16⑤)。

すなわち、通算法人の適用課税事業年度に係る期限内申告における当初申告税額控除額の計算に誤りがあった場合であっても、その適用課税事業年度に係る外国税額控除額は変わらないことになり、その適用課税事業年度に係る修正申告又は更正は不要となります。

- (ii) 税額控除額と当初申告税額控除額の差額に関する進行課税事業年度における調整措置(進行課税事業年度調整措置)

当初申告税額控除額固定措置(上記(i)の措置をいいます。以下同じです。)の適用がある場合には、その税額控除額と当初申告税額控除額の差額については、進行課税事業年度(対象課税事業年度)における防衛特別法人税の額から控除し、又は加算することにより、その調整を行うこととされています。

- a 税額控除不足額相当額に関する対象課税事業年度の防衛特別法人税の額からの控除措置(進行課税事業年度控除措置)

通算法人の各課税事業年度(以下「対象課税事業年度」といいます。

す。)において、過去適用課税事業年度(その対象課税事業年度開始の日前に開始した各課税事業年度で当初申告税額控除額固定措置の適用を受けた課税事業年度をいいます。以下同じです。)における税額控除額(その対象課税事業年度開始の日前に開始した各課税事業年度(以下「対象前各課税事業年度」といいます。)においてその過去適用課税事業年度に係る税額控除額につき進行課税事業年度控除措置(aの措置をいいます。以下同じです。)又は進行課税事業年度加算措置(下記bの措置をいいます。以下同じです。)の適用があった場合には、進行課税事業年度加算措置によりその対象前各課税事業年度の防衛特別法人税の額に加算した金額の合計額から進行課税事業年度控除措置によりその対象前各課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額をいいます。以下「調整後過去税額控除額」といいます。)が過去当初申告税額控除額(その過去適用課税事業年度の期限内申告書に添付された書類にその過去適用課税事業年度の外国税額控除をされるべき金額として記載された金額をいいます(注)。以下同じです。)を超える場合には、税額控除不足額相当額(その調整後過去税額控除額からその過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいいます。以下同じです。)をその対象課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除することとされています(防衛財

源確保法16⑧)。

(注) その過去適用課税事業年度について当初申告税額控除額固定措置の再適用を受けた場合には、その適用に係る修正申告書又は更正に係る更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものにその過去適用課税事業年度の外国税額控除をされるべき金額として記載された金額となります。

- b 税額控除超過額相当額に関する対象課税事業年度の防衛特別法人税の額への加算措置（進行課税事業年度加算措置）

通算法人の対象課税事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、その対象課税事業年度の防衛特別法人税の額は、上記(1)により計算した防衛特別法人税の額に、税額控除超過額相当額（その過去当初申告税額控除額からその調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいいます。以下同じです。）を加算した金額とすることとされています（防衛財源確保法16⑨）。

- c 対象課税事業年度における当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額の固定措置（当初申告税額控除不足額相当額等固定措置）

進行課税事業年度控除措置又は進行課税事業年度加算措置の適用がある場合において、通算法人の対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相

当額（それぞれその対象課税事業年度の期限内申告書に添付された書類にその対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいいます。以下同じです。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額をその対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなすこととされています（防衛財源確保法16⑩）。

すなわち、進行課税事業年度控除措置又は進行課税事業年度加算措置の適用があった通算法人の対象課税事業年度に係る期限内申告書の当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額の計算に誤りがあった場合においても、その対象課税事業年度に係る修正申告又は更正は不要となります。

その対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額と当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額との差額については、その対象課税事業年度後の課税事業年度において進行課税事業年度控除措置又は進行課税事業年度加算措置を適用することにより調整を行うこととなります。

- (iii) 当初申告税額控除額固定措置の不適用（当初申告税額控除額固定解除措置）及び当初申告税額控除額固定措置の再適用

通算法人の適用課税事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、その適用課税事

業年度については、当初申告税額控除額固定措置は適用しないこととされています（防衛財源確保法16⑥）。その結果、原則に則り、適用課税事業年度に係る修正申告又は更正が行われることになります。

a 通算法人又はその通算法人の適用課税事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が、適用課税事業年度における税額控除額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して税額控除額を増加させることによりその防衛特別法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

b 法人税法第64条の5第8項（法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合の全体再計算）の規定の適用により、法人税における外国税額控除に係る当初申告税額控除額固定解除措置の適用がある場合

なお、当初申告税額控除額固定解除措置の適用を受けた場合であっても、原則として、当初申告税額控除額固定措置が再適用されます。具体的には、上記 a に掲げる場合に該当する場合における当初申告税額控除額固定解除措置の適用によって修正申告書の提出又は更正がされた後は、その修正申告書又はその更正に係る更正請求書に添付された書類に適用課税事業年度の税額控除額として記載された金額を当初申告税額控除額とみなして、当初申告税額控除額固定措置を再適用することとされています（防衛財源確保法16⑦）。

(iv) 当初申告税額控除不足額相当額等

固定措置の不適用（当初申告税額控除不足額相当額等固定解除措置）及び当初申告税額控除不足額相当額等固定措置の再適用

通算法人の対象課税事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、その対象課税事業年度については、当初申告税額控除不足額相当額等固定措置は適用しないこととされています（防衛財源確保法16⑩）。その結果、原則に則り、当初申告税額控除不足額相当額等固定措置を適用した課税事業年度に係る修正申告又は更正が行われることになります。

a 税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して、その税額控除不足額相当額を増加させ、又はその税額控除超過額相当額を減少させることによりその防衛特別法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合

b 対象課税事業年度において進行課税事業年度控除措置により防衛特別法人税の額から控除した税額控除不足額相当額又は進行課税事業年度加算措置により防衛特別法人税の額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用課税事業年度について当初申告税額控除額固定解除措置の適用がある場合

c 対象課税事業年度（下記(v)による説明が行われた日の属するものに限ります。）の期限内申告書に添付された書類にその対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額及びその計算の根拠

が下記(v)による説明の内容と異なる場合

なお、対象課税事業年度について当初申告税額控除不足額相当額等固定解除措置の適用を受けた場合であっても、当初申告税額控除不足額相当額等固定措置が再適用されます。具体的には、当初申告税額控除不足額相当額等固定解除措置の適用によって修正申告書の提出又は更正がされた後は、その修正申告書又はその更正に係る更正請求書に添付された書類に対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなして、当初申告税額控除不足額相当額等固定措置を再適用することとされています（防衛財源確保法16⑫）。

(v) 税務当局による進行課税事業年度調整措置の適用に係る説明制度

防衛特別法人税に関する調査を行った結果、通算法人（通算法人であった内国法人を含みます。(v)において同じです。）の各課税事業年度（確定申告書の提出期限が到来していないものに限ります。）において進行課税事業年度調整措置を適用すべきと認める場合には、国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、その通算法人に対し、その調査結果の内容（進行課税事業年度調整措置を適用すべきと認めた金額及びその理由を含みます。）を説明するものとされています（防衛財源確保法16⑬）。

また、実地の調査により質問検査等を行った通算法人について税務代理人がある場合において、その通算法人の防衛財源確保法第42条第1項

（当該職員の質問検査権等）において準用する国税通則法第74条の11第4項（調査の終了の際の手続）の同意があるときは、上記の調査結果の内容の説明は、その通算法人に代えて、その税務代理人に行うことができることとされています（防衛財源確保法16⑭）。

② 申告要件

上記①による控除の適用を受けるためには、防衛特別法人税確定申告書、修正申告書又は更正請求書に控除対象外国法人税等の額、上記①による控除を受けるべき金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類を添付しなければならないこととされています（防衛財源確保法16⑮前段）。この場合に上記①により控除されるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税等の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、その書類に控除対象外国法人税等の額として記載された金額を限度とすることとされています（防衛財源確保法16⑮後段）。

③ 法人税及び住民税における外国税額控除制度との関係

防衛特別法人税における外国税額控除制度が設けられたことに伴い、法人税及び住民税における外国税額控除について、所要の読替規定が設けられており、次のとおりとされています。

イ 法人税における外国税額控除の適用

(イ) 「控除限度超過額」は、当期の控除対象外国法人税の額が、当期の法人税の控除限度額、地方法人税の控除限度額及び防衛特別法人税の控除限度額と地方税の控除限度額との合計額を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する金額ということになります。つまり、防衛特別法人税から控除された分だけ控除限度超過額が少なくなるということです。

《算式》

控除限度超過額 = 当期の控除対象外国法人税の額

$$- \text{当期の} \left\{ \begin{array}{l} \text{法人税} \\ \text{地方法人税} \\ \text{防衛特別法人税} \\ \text{地方税} \end{array} \right\} \text{の} \left\{ \begin{array}{l} \text{外国税額} \\ \text{控除限度額} \end{array} \right\} \text{の合計額}$$

(ロ) 「国税の控除余裕額」は、従来どおり、当期の控除対象外国法人税の額が、当期の法人税の控除限度額に満たない場合におけるその満たない部分の金額（法人税の控除限度額から控除対象外国法人税の額を控除した残額）に相当する金額となります。防衛特別法人税における外国税額控除は当期の控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額と地方法人税の控除限度額との合計額を超える場合に限られるため、国税の控除余裕額に影響を与えることはありません。つまり、防衛特別法人税の控除限度額によって国税の控除余裕額が多くなることはないということです。

(ハ) 「地方税の控除余裕額」は、次の区分に応じそれぞれ次の金額となります。

- ・ 当期の控除対象外国法人税の額が当期の法人税の控除限度額と地方法人税の控除限度額との合計額を超えない場合

⇒当期の地方税の控除限度額に相当する金額

- ・ 当期の控除対象外国法人税の額が当期の法人税の控除限度額と地方法人税の控除限度額との合計額は超えたが、法人税の控除限度額、地方法人税の控除限度額及び防衛特別法人税の控除限度額の合計額を超えない場合

⇒当期の地方税の控除限度額に相当する金額

- ・ 当期の控除対象外国法人税の額が当期の法人税の控除限度額、地方法人税

の控除限度額及び防衛特別法人税の控除限度額の合計額を超え、かつ、その超える部分の金額が当期の地方税の控除限度額に満たない場合

⇒当期の地方税の控除限度額からその超える部分の金額を控除した金額に相当する金額

すなわち、防衛特別法人税の控除限度額のみで地方税の控除余裕額の生ずる余地が多くなります。

ロ 住民税における外国税額控除の適用

(イ) 地方税について外国税額控除が適用されるのは、当期の控除対象外国法人税の額が、当期の法人税の控除限度額、地方法人税の控除限度額及び防衛特別法人税の控除限度額の合計額を超える場合に限られます。すなわち、防衛特別法人税の控除限度額のみで地方税について外国税額控除が適用される余地は少なくなります。

(ロ) 地方税における外国税額控除の控除限度額の計算の基礎となる「国税の控除限度額」は、次のように法人税の控除限度額に限られ、地方法人税の控除限度額と同様に、防衛特別法人税の控除限度額は含まれません。

- ・ 道府県民税の控除限度額 = 当期の法人税の控除限度額 × 1 %（標準税率による場合）
- ・ 市町村民税の控除限度額 = 当期の法人税の控除限度額 × 6 %（標準税率による場合）

(ハ) 「道府県民税の控除余裕額」及び「市町村民税の控除余裕額」の計算は、上記イ(ハ)に述べたところによります。

(4) 分配時調整外国税相当額の控除

① 制度の概要

イ 内国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除

内国法人が各課税事業年度において法人税及び地方法人税における分配時調整外国税相当額の控除（復興財源確保法33①による読替え適用後の法法69の2①及び地法法12の2①）の適用を受ける場合において、その課税事業年度の分配時調整外国税相当額（注1、2）がその内国法人のその課税事業年度の基準法人税額（注3）及び所得地方法人税額（地法法11）の合計額を超えるときは、その超える金額をその課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除することとされています（防衛財源確保法17①、防衛特別法人税に関する政令4①）。

（注1）「分配時調整外国税相当額」は、法人税及び地方法人税のそれと同様とされています。したがって、復興財源確保法第33条第1項の規定による読替え適用後の法人税法第69条の2第1項に規定する分配時調整外国税相当額をいい、復興財源確保法第13条の2第1項と同様、租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項（これらの規定を同法第66条の7第3項の規定によりみなして適用する場合を含みます。）による読替え適用後のものとなります。

なお、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得に係る分配時調整外国税相当額については、法人税及び地方法人税と同様に、本制度の適用はないこととされています（防衛財源確保法17③）。

（注2）所有期間按分の対象となる集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額については、その所有期間按分計算を行った後の金額（法令149②一）とされています（防衛特別法人税に関する政令4①）。

（注3）その課税事業年度の所得に対する法人税の額の計算上、(イ)の規定により控除された金額又は(ロ)の規定により加算された金額がある場合には、上記の「基準法人税額」からその控除された金額を控除した金額にその加算された金額を加算した金額とされています（防衛財源確保法17①）。

(イ) 租税特別措置法第42条の12の6第6項又は第7項（戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除）

(ロ) 租税特別措置法第42条の14第1項又は第4項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）。ただし、同法第42条の12の6第6項及び第7項に係る部分に限ります。

なお、法人税及び地方法人税における内国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除と同様に、控除しきれない金額は還付されませんので、留意が必要です。

ロ 外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除

恒久的施設を有する外国法人が各課税事業年度において法人税及び地方法人税における分配時調整外国税相当額の控除（復興財源確保法33①による読替え適用後の法法144の2の2①及び地法法12の2②）の適用を受ける場合において、その課税事業年度の分配時調整外国税相当額（注1）がその課税事業年度の恒久的施設帰属所得に係る法人税額（注2）及び地方法人税の控除限度額（地法法12の2②）の合計額を超えるときは、その超える金額を控除限度額（注3）の範囲内で、その課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除することとされています（防衛財源確保法17②、防衛特別法人税に関する政令4②③）。

（注1）「分配時調整外国税相当額」は、法人税及び地方法人税のそれと同様とされ

ています。したがって、復興財源確保法第33条第1項の規定による読替え適用後の法人税法第144条の2の2第1項に規定する分配時調整外国税相当額をいい、復興財源確保法第13条の2第1項と同様、租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項（これらの規定を同法第66条の7第3項の規定によりみなして適用する場合を含みます。）による読替え適用後のものととなります。

なお、恒久的施設を有する外国法人である人格のない社団等の収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得に係る分配時調整外国税相当額については、法人税及び地方法人税と同様に、本制度の適用はないこととされています（防衛財源確保法17③）。

（注2）「恒久的施設帰属所得に係る法人税額」とは、その課税事業年度の法人税法第141条第1号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（次の規定を除きます。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除きます。）をいいます。

（イ） 法人税法第144条（外国法人に係る所得税額の控除）

（ロ） 法人税法第144条の2（外国法人に係る外国税額の控除）

（ハ） 法人税法第144条の2の2（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除）

（ニ） 法人税法第144条の2の3（税額控除の順序）

（注3）「控除限度額」とは、その課税事業年度の法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき

法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（次の規定を除きます。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除きます。）にその課税事業年度の課税標準法人税額がその課税事業年度の基準法人税額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を課税標準法人税額として、これに4%の税率を乗じて計算した防衛特別法人税の額をいいます（防衛財源確保法17②、防衛特別法人税に関する政令4③）。

（イ） 上記（注2）（イ）から（ニ）までの規定

（ロ） 租税特別措置法第42条の12の6第6項及び第7項（戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除）

なお、法人税及び地方法人税における外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除と同様に、控除しきれない金額は還付されませんので、留意が必要です。

② 申告要件

本制度は、防衛特別法人税確定申告書、修正申告書又は更正請求書に分配時調整外国税相当額、本制度による控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用することとされています。この場合において、本制度により控除される金額は、その書類に分配時調整外国税相当額として記載された金額が限度とされています（防衛財源確保法17④）。

（5） 控除対象所得税額等相当額の控除

① 制度の概要

内国法人が各課税事業年度において法人税及び地方法人税における控除対象所得税額等相当額の控除（防衛財源確保法43①及び復興財源確保法33①による読替え適用後の措法66の7④⑩）の適用を受ける場合において、その課税事業年度の控除対象所得税額等相当額（注1）がその適用を受ける事業年度の所得

に対する法人税の額及び課税事業年度の所得地方法人税額の合計額を超えるときは、その超える金額をその課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除することとされています（防衛財源確保法18①）。

（注1）「控除対象所得税額等相当額」は、法人税及び地方法人税のそれと同様とされています。したがって、防衛財源確保法第43条第1項及び復興財源確保法第33条第1項の規定による読替え適用後のものとなります。

なお、法人税及び地方法人税における控除対象所得税額等相当額の控除と同様に、控除しきれない金額は還付されませんので、留意が必要です。

（注2）特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（いわゆるコーポレート・インバージョン対策合算税制）においても同様の制度が措置されています（防衛財源確保法18②）。

② 申告要件

上記①による控除を受けるためには、防衛特別法人税確定申告書、修正申告書又は更正請求書に上記①による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類を添付しなければならないこととされています（防衛財源確保法18③前段）。この場合に上記①により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、その書類にその所得税等の額として記載された金額を限度とすることとされています（防衛財源確保法18③後段）。

③ 住民税における控除対象所得税額等相当額の控除制度との関係

地方税について控除対象所得税額等相当額の控除が適用されるのは、当期の控除対象所得税額等相当額が、その適用を受ける事業年度の所得に対する法人税の額並びに課税事業年度の所得地方法人税額及び防衛特別法人税の額の合計額を超える場合に限られます。す

なわち、防衛特別法人税の額の分だけ地方税について控除対象所得税額等相当額の控除が適用される余地は少なくなります。

（6）仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除

法人税について仮装経理に基づく過大申告があった場合には、いわゆる減額更正による過大申告に係る減少法人税額は、直ちに還付されず、その減額更正の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税の額から控除することとされています（法法70、135）。

防衛特別法人税は、法人税の額を基礎としていますので、法人税額が過大であるときは、通常は、同様の原因により防衛特別法人税額も過大ということになります。そこで、防衛特別法人税においても、こうした法人税の制度と同様の制度を設けることとされました。

（注1）法人税の付加税といえる復興特別法人税などにおいては、仮装経理に基づく過大申告に関し特段の手当てがされていませんでしたが、これは、臨時の税としてこれらの税が課されることとなる期間が1～3年と短期であったことを踏まえ、これらの税の課税標準となる法人税の額が減少する場合には、増加する場合と同様に、その原因の如何を問わず、税務署長が能動的にこれらの税につき減額の更正をするとともに、その減少額等を還付することとしていたものと考えられます。一方、防衛特別法人税は、期間の定めのない税であることから、仮装経理に基づく過大申告にある問題は法人税と共通であり、殊更に防衛特別法人税のみを法人税及び地方法人税と異なる整理をする理由もないことを踏まえ、防衛特別法人税においては、法人税及び地方法人税の制度と横並びの制度とされました。

具体的には、内国法人の各課税事業年度開始の日前に開始した課税事業年度の防衛特別法人税につき税務署長が更正をした場合において、

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の還付の特例（防衛財源確保法39①）の適用があったときは、その更正に係る仮装経理防衛特別法人税額を、その更正の日以後に終了する各課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除することができることとされています（防衛財源確保法19）。

すなわち、税務署長の更正により、防衛特別法人税が減少する場合において、その減少する金額で事実を仮装して経理した金額に基づく防衛特別法人税の額があるときは、その防衛特別法人税の額（仮装経理防衛特別法人税額）について、原則、直ちに還付を受けることができず、その更正の日以後に終了する各課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除することとなります。

（注2） 上記の内国法人の各課税事業年度開始の日前に開始した課税事業年度には、被合併法人課税事業年度を含むこととされています。この被合併法人課税事業年度とは、その各課税事業年度終了の日以前に行われたその内国法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人のその適格合併の日前に開始した課税事業年度をいいます。

（注3） 仮装経理防衛特別法人税額とは、上記の更正の対象となった課税事業年度の防衛特別法人税の額でその提出した防衛特別法人税確定申告書に記載された防衛特別法人税の額として納付されたもののうち、その更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものをいいます（防衛財源確保法39①、防衛特別法人税に関する政令18①）。ただし、既に還付されるべきこととなった金額及び防衛特別法人税の額から控除された金額は除きます（防衛財源確保法19）。

（注4） 防衛特別法人税確定申告書とは、防衛財源確保法第25条第1項の規定による申告書（すなわち、下記8(2)①の確定申告書）をいい、国税通則法第18条第2項に規定する期

限後申告書を含みます。

（注5） 税務署長は、いわゆる粉飾決算などにより、法人が防衛特別法人税を過大に申告していたときは、その法人が自ら会計上も修正経理をして、その修正経理を受け入れた課税事業年度の防衛特別法人税の申告をしない限り、調査等で事実が明らかになっても、原則、更正を保留することができます（防衛財源確保法35①）。

その上で、内国法人が修正経理等をして、税務署長がその過大申告をした課税事業年度の防衛特別法人税につき更正をした場合であっても、その課税事業年度の防衛特別法人税の額のうち、その更正により減少する部分の金額でその仮装して経理した金額に係るものは、原則、還付しないこととされています（防衛財源確保法39①）。

すなわち、この還付しないこととされた防衛特別法人税の額が上記（注3）の仮装経理防衛特別法人税額とされ、税額控除することになります。

（注6） 上記の更正の日以後に終了する各課税事業年度は、その更正が被合併法人課税事業年度の防衛特別法人税につきその適格合併の日前にしたものである場合には、その適格合併の日以後に終了する各課税事業年度とされています。すなわち、合併法人においては、その適格合併の日以後に終了する課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除することとなります。

（7） 税額控除の順序

上記(3)から(6)までの税額控除の適用がある場合の防衛特別法人税の額からの控除については、次の順序によることとされています（防衛財源確保法20）。この控除の順序は、法人税や地方法人税における税額控除の適用がある場合の控除の順序と同様です。

- ① 分配時調整外国税相当額の控除
- ② 控除対象所得税額等相当額の控除

- ③ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除
- ④ 外国税額の控除

8 申告、納付及び還付等

(1) 中間申告

① 中間申告の原則

法人税法第71条又は第144条の3の規定による申告書（以下「法人税中間申告書」といいます。）を提出すべき法人は、6月経過日から2月以内に、税務署長に対し、下記口の事項を記載した防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければならないこととされています（防衛財源確保法21①、防衛特別法人税に関する省令2）。

イ 対象法人

防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければならない法人は、法人税中間申告書を提出すべき法人とされています。すなわち、防衛特別法人税につき、その課税事業年度が6月を超える場合には、原則、中間申告書の提出が義務付けられています。ただし、法人税中間申告書の提出義務のない公益法人等、協同組合等若しくは人格のない社団等又は清算中の法人（通算子法人を除きます。）は、当然に提出義務はありません。

また、次の(イ)から(ホ)までの事業年度も法人税中間申告書の提出義務がないことから、次の(イ)から(ホ)までの事業年度に該当する課税事業年度も防衛特別法人税の中間申告書の提出義務はありません。

- (イ) 新たに設立された内国法人である普通法人の設立後最初の事業年度。ただし、適格合併（被合併法人の全てが収益事業を行っていない公益法人等であるものを除きます。）により設立された内国法人である普通法人の設立後最初の事業年度は除かれます。
- (ロ) 公共法人又は収益事業を行っていない

公益法人等が普通法人に該当することとなった場合のその該当することとなった日の属する事業年度

- (ハ) その普通法人が通算子法人である場合において法人税法第64条の9第1項の規定による承認（以下「通算承認」といいます。）の効力が生じた日が同日の属するその普通法人に係る通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度

- (ニ) 恒久的施設を有する外国法人である普通法人の恒久的施設を有する外国法人になった日の属する事業年度

- (ホ) 恒久的施設を有しない外国法人である普通法人の恒久的施設を有しない外国法人になった日の翌日の属する事業年度

さらに、法人税中間申告書に記載すべき中間申告に係る法人税の額が10万円以下であることや、法人税の額がないことにより、法人税中間申告書の提出を要しない場合も、防衛特別法人税の中間申告書の提出は不要とされています。また、国税通則法第11条の規定により、法人税中間申告書の提出期限とその法人税中間申告書に係る法人税確定申告書の提出期限が同一になる場合には、法人税中間申告書の提出を要しない（法71の2、144の3の2）ことから、同様に、防衛特別法人税の中間申告書の提出は不要とされています。

- (注) 6月経過日とは、法人税中間申告書に係る課税事業年度開始の日以後6月を経過した日をいいます。ただし、その法人が通算子法人である場合には、その課税事業年度開始の日の属するその法人に係る通算親法人の課税事業年度開始の日以後6月を経過した日をいいます。

ロ 中間申告書の記載事項

中間申告書の記載事項は、次のとおりです（防衛財源確保法21①、防衛特別法人税

に関する省令 2 ①)。

- (イ) その中間申告の対象となる課税事業年度の直前の課税事業年度（以下「直前課税事業年度」といいます。）の防衛特別法人税確定申告書に記載すべき計算された防衛特別法人税の額（防衛財源確保法第16条第9項の規定により加算された金額がある場合には、その金額を控除した金額）で6月経過日の前日までに確定したもの（以下「6月経過日確定防衛特別法人税額」といいます。）をその直前課税事業年度の月数で除し、これに中間期間の月数を乗じて計算した金額（防衛財源確保法21①一）

(注1) 防衛特別法人税確定申告書とは、防衛財源確保法第25条第1項の規定による申告書（すなわち、下記(2)①の確定申告書）をいい、国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書を含みます。

(注2) 上記の中間期間とは、中間申告書を提出すべき課税事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間をいいます。

(注3) 上記の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすることとされています（防衛財源確保法21④）。

なお、6月経過日確定防衛特別法人税額に係る基準法人税額のうちに特別税額加算規定又は旧賃借資産税額加算規定により加算された金額がある場合には、6月経過日確定防衛特別法人税額は、その加算された金額に4%を乗じて計算した金額に6月経過日確定防衛特別法人税額に係る課税標準法人税額を乗じてこれを6月経過日確定防衛特別法人税額に係る基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を控除した金額とされています（防衛財源確保法43⑤、防衛特別法人

税に関する政令19②一、附則2①一）。

(注4) 特別税額加算規定とは、次の規定をいいます（防衛特別法人税に関する政令19②一）。

- i 租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ及び第7号（同条第18項において準用する場合を含みます。）（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）
- ii 租税特別措置法第42条の14第1項（東日本震災税特法第17条の4の2第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）及び第4項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）
- iii 租税特別措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）
- iv 租税特別措置法第62条の3第1項及び第9項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）
- v 租税特別措置法第63条第1項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

(注5) 旧賃借資産税額加算規定とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号。以下「平成19年改正法」といいます。）附則第89条、第90条第6項、第91条及び第92条の規定（以下「改正法附則規定」といいます。）によりなお従前の例によることとされる場合における平成19年改正法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の6第6項、第42条の7第6項、第42条の10第6項及び第42条の11第6項の規定（以下「旧規定」といいます。）並びに改正法附則規定に類する規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧規定に類する賃借した資

産を事業の用に供しなくなった場合
の法人税の額への加算に関する特例
を定めている規定をいいます。

(ロ) (イ)の金額の計算の基礎（防衛財源確保
法21①二）

(ハ) その法人の名称、納税地及び法人番号
並びにその納税地と本店又は主たる事務
所の所在地とが異なる場合には、その本
店又は主たる事務所の所在地（防衛特別
法人税に関する省令2①一）

（注） 法人番号とは、行政手続における特
定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律第2条第16項に規定す
る法人番号をいいます（防衛特別法人
税に関する省令2①一）。

(ニ) 代表者の氏名（防衛特別法人税に関す
る省令2①二）

なお、外国法人にあっては、代表者の
氏名及び国内源泉所得に係る事業又は資
産の経営又は管理の責任者の氏名とされ
ています（防衛特別法人税に関する省令
2①二）。

(ホ) 中間申告の対象となる課税事業年度の
開始及び終了の日（防衛特別法人税に関
する省令2①三）

(ヘ) その他参考となるべき事項（防衛特別
法人税に関する省令2①四）

② 中間申告書を提出すべき法人が法人を設立
する合併以外の適格合併に係る合併法人であ
る場合の防衛特別法人税の中間申告により納
付すべきこととなる防衛特別法人税の計算の
特例

上記のように、中間申告による納付税額は、
原則、直前課税事業年度の6月経過日確定防
衛特別法人税額を基礎として計算することと
されていますが、適格合併（法人を設立する
ものを除きます。）に係る合併法人について
は、その被合併法人の実績についても加味す
る必要があるため、防衛特別法人税の中間申
告により納付すべきこととなる防衛特別法人

税の額を調整する規定が設けられています。

具体的には、中間申告書を提出すべき法人
が適格合併（法人を設立する適格合併を除き
ます。）に係る合併法人で次のイ又はロの期
間内にその適格合併をしたものである場合に
は、その法人の中間申告により納付すべきこ
ととなる防衛特別法人税として記載する金額
は、上記①ロ(イ)の金額にそれぞれ次の金額を
加算することとされています（防衛財源確保
法21②）。

イ 直前課税事業年度……被合併法人の被合
併法人確定防衛特別法人税額をその計算の
基礎となったその被合併法人の課税事業年
度の月数で除し、これに中間申告書を提出
すべき法人のその直前課税事業年度の月数
のうちに占めるその直前課税事業年度開始
の日から適格合併の日の前日までの期間の
月数の割合に6を乗じた数を乗じて計算し
た金額

（注） 被合併法人の被合併法人確定防衛特別
法人税額とは、中間申告書を提出する法
人の課税事業年度開始の日の1年前の日
以後に終了した被合併法人の各課税事業
年度（その月数が6月未満のものを除き
ます。）の防衛特別法人税額（防衛財源確
保法第16条第13項において準用する同条
第9項の規定により加算された金額があ
る場合には、その金額を控除した金額）
で6月経過日の前日までに確定したもの
のうち最も新しい課税事業年度に係るも
のをいいます（防衛財源確保法21②一）。

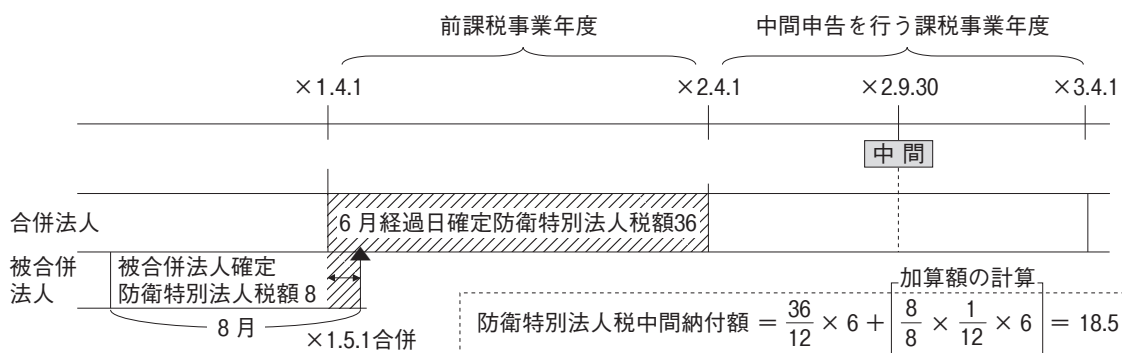
ロ その中間申告の対象となる課税事業年度
開始の日から6月経過日の前日までの期間
……被合併法人の被合併法人確定防衛特別
法人税額をその計算の基礎となったその被
合併法人の課税事業年度の月数で除し、こ
れに適格合併の日から6月経過日の前日ま
での期間の月数を乗じて計算した金額

（注） 上記イ及びロの月数は、暦に従って計算
し、1月に満たない端数を生じたときは、

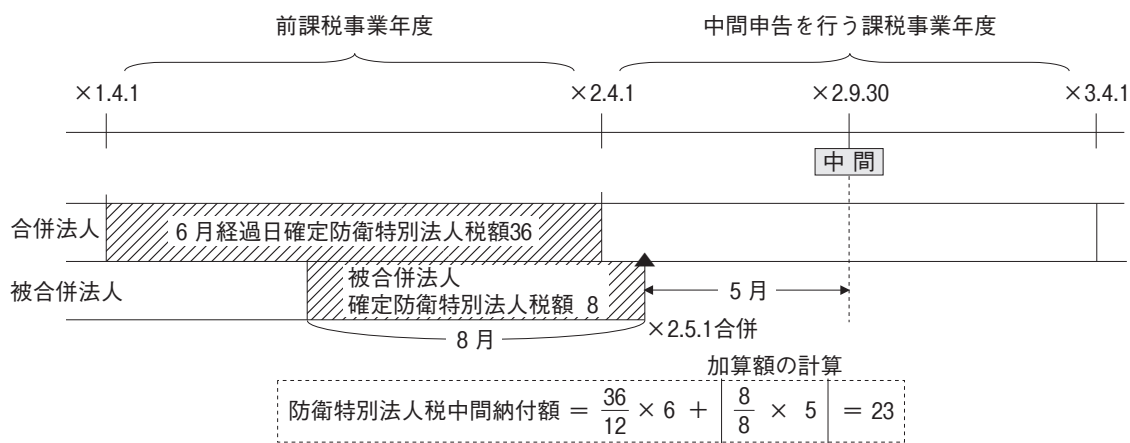
これを1月とすることとされています（防

衛財源確保法21④）。

【前課税事業年度において適格合併があった場合】



【中間申告を行う課税事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間において適格合併があった場合】



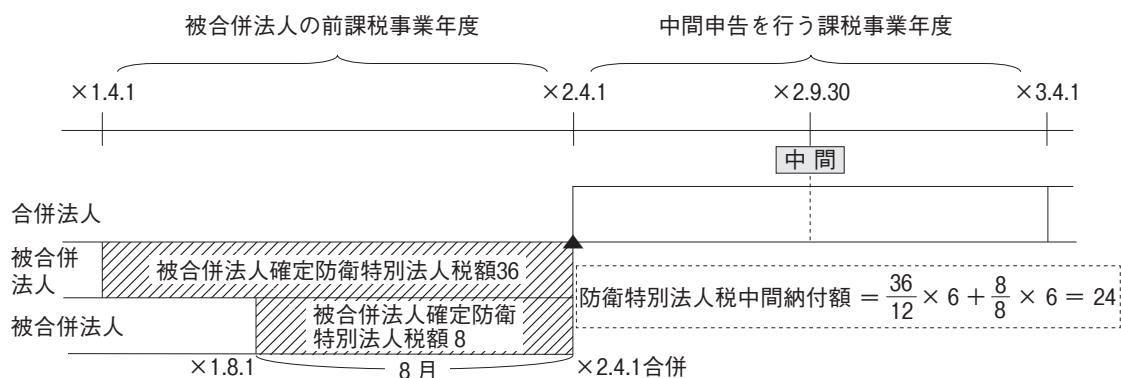
- ③ 中間申告書を提出すべき法人が適格合併により設立された法人である場合の特例

中間申告書を提出すべき法人が適格合併により設立された法人である場合には、その法人の設立後最初の課税事業年度のその法人の上記①ロ(イ)の金額は、その適格合併に係る各被合併法人の被合併法人確定防衛特別法人税額をその計算の基礎となった被合併法人の課

税事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額の合計額とすることとされています（防衛財源確保法21③）。

（注） 上記の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすることとされています（防衛財源確保法21④）。

【新設適格合併があった場合】



- ④ 直前課税事業年度の確定申告書の提出期限が4月延長されている場合で、かつ、国税通則法第10条第2項の規定の適用がある場合の中間申告

直前課税事業年度の確定申告書の提出期限が防衛財源確保法第25条第4項の規定により4月間延長されている場合で、かつ、その確定申告書の提出期限が日曜日、休日等であることにより国税通則法第10条第2項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合におけるその提出期限の翌日から同項の規定によりその提出期限とみなされる日までの間にその直前課税事業年度の防衛特別法人税額が確定したとき（すなわち、直前課税事業年度の確定申告書を提出したとき）は、6月経過日の前日までにその防衛特別法人税額が確定したものとみなして、その中間申告に係る法人税額を計算することとされています（防衛財源確保法21⑤）。

また、中間申告書を提出すべき法人が適格合併に係る合併法人である場合に加算することとされる金額の基礎となる被合併法人確定防衛特別法人税額についても、国税通則法第10条第2項の規定の適用がないものとした場合における合併法人の前課税事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から同項の規定によりその提出期限とみなされる日までの間に被合併法人の確定申告書に記載すべき防衛特別

法人税額が確定したときは、6月経過日の前日までにその防衛特別法人税額が確定したものとみなされます（防衛財源確保法21⑤）。なお、このようにみなされることになるのは、被合併法人の確定申告書の提出期限が4月間延長されているか否かにかかわらず、合併法人の確定申告書の提出期限が4月間延長されている場合となります。

- ⑤ 仮決算をした場合の法人税の中間申告書を提出する場合

各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人又は通算法人で、仮決算を行って所得の金額又は欠損金額を計算して、その所得の金額又は欠損金額、所得の金額につき計算した法人税の額等を記載した中間申告書を提出するものは、防衛特別法人税においても、同様に仮決算による法人税の額を課税標準とする中間申告書を提出しなければならないこととされています（防衛財源確保法22①）。すなわち、仮決算による防衛特別法人税の中間申告書を提出することになりますが、法人税が仮決算による場合には、必ず仮決算による中間申告をすることとなります。外国法人についても同様です。

（注1） 各事業年度の所得に対する法人税の仮決算による中間申告書を提出する法人のうち、その中間申告書の提出義務がない法人については、その中間申告書におい

て中間期間について災害損失欠損金の繰戻し還付を請求するものに限り、仮決算による防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければならないこととされています（防衛財源確保法22①②）。

（注2） 法人税中間申告書の提出義務のない通算法人が法人税の仮決算による中間申告書を提出した場合においても、仮決算による防衛特別法人税の中間申告書の提出義務があります。具体的には、次の場合（前期の法人税額の2分の1の全通算法人分の合計額より仮決算による法人税額の前通算法人分の合計額の方が大きい場合を除きます。）に該当するときは、仮決算による防衛特別法人税の中間申告書を提出する必要があります。

イ その通算法人は前期の法人税額の2分の1が10万円以下又はゼロであるものの、他の通算法人のうちに前期の法人税額が10万円を超えるものがある場合

ロ いずれかの通算法人に災害損失金額がある場合

この場合の防衛特別法人税の中間申告書には、上記①ロ(イ)から(ヘ)までの記載事項に代えて、次の事項を記載することとされています（防衛財源確保法22①一～三、防衛特別法人税に関する省令3①）。ただし、トの事項については、災害損失欠損金の繰戻し還付を請求する場合に、記載することとされています。

イ その中間申告の対象となる課税事業年度開始の日以後6月の期間を1事業年度とみなして計算した場合におけるその期間に係る課税標準である課税標準法人税額（防衛財源確保法22①一、③）

課税標準法人税額は、上記7(1)に係るもの（すなわち、上記7(2)を適用しないで計算した金額）です。したがって、その課税事業年度開始の日以後6月の期間を1事業年度とみなして計算したその期間に係る法

人税額（基準法人税額）から基礎控除額（500万円を12で除し、これに6を乗じた金額）を控除した金額となります（防衛財源確保法22③）。

また、中間申告書を提出すべき法人が通算法人の場合には、上記の1事業年度とみなす期間は、その課税事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間となります（防衛財源確保法22④）。

ロ イの課税標準法人税額につき上記7により計算した防衛特別法人税の額（防衛財源確保法22①二）

具体的には、上記イの課税標準法人税額に4%の税率を乗じて計算した金額となります。ただし、外国税額の控除（上記7(3)）、分配時調整外国税相当額の控除（上記7(4)）又は控除対象所得税額等相当額の控除（上記7(5)）の適用がある場合には、これらの税額控除をした後の金額となります。

ハ イ及びロの金額の計算の基礎（防衛財源確保法22①三）

ニ その法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地（防衛財源確保法22①三、防衛特別法人税に関する省令3①一）

ホ 代表者の氏名（防衛財源確保法22①三、防衛特別法人税に関する省令3①二）

なお、外国法人にあっては、代表者の氏名及び国内において行う事業又は国内にある資産の経営又は管理の責任者の氏名とされています。

ヘ 中間申告の対象となる課税事業年度の開始及び終了の日（防衛特別法人税に関する省令3①三）

ト 法人税における欠損金の繰戻し還付の請求をする場合には、下記(8)①の確定防衛特別法人税額のうち欠損金の繰戻しによる法

人税の還付があった場合に還付を受けるべきこととされる金額（防衛財源確保法22①三、防衛特別法人税に関する省令3①四）

この還付を受けるべきこととされる金額は、欠損金の繰戻し還付制度により還付の請求をした法人税の額に4%を乗じて計算した金額にその中間申告の対象となる課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれをその課税事業年度の基準法人税額で除した金額に相当する金額です。

チ その他参考となるべき事項（防衛財源確保法22①三、防衛特別法人税に関する省令3①五）

⑥ 通算法人の災害等による防衛特別法人税中間申告書の提出期限の延長

法人税及び地方法人税と同様に、国税通則法第11条の規定により通算法人の防衛特別法人税中間申告書の提出期限が延長された場合には、他の通算法人についても、その延長された防衛特別法人税中間申告書に係る国税通則法施行令第3条第1項から第3項までの規定により指定された期日まで、国税通則法第11条の規定により防衛特別法人税中間申告書（その延長された防衛特別法人税中間申告書に係る中間期間と同時に終了する中間期間に係るものに限りまゝす。）の提出期限が延長されたものとみなすこととされています（防衛財源確保法23、防衛特別法人税に関する政令6）。

ただし、その指定された期日が他の通算法人の防衛特別法人税中間申告書の提出期限前の日である場合は、この限りでないこととされています（防衛特別法人税に関する政令6ただし書）。すなわち、通算グループの各通算法人の防衛特別法人税中間申告書の提出期限は、各通算法人が申告期限として指定された日のうち最も遅い日まで一律に延長されることとなります。

（注） 防衛特別法人税中間申告書とは、防衛財源確保法第21条第1項の規定による申告書

をいいます（防衛財源確保法6十四）。なお、防衛財源確保法第22条第1項の規定により、防衛財源確保法第21条第1項各号に掲げる事項に代えて防衛財源確保法第22条第1項各号に掲げる事項を記載した申告書（すなわち、上記⑤の申告書です。）も防衛財源確保法第21条第1項の規定による申告書に該当します。したがって、上記①の申告書（予定申告書）及び上記⑤の申告書のいずれもが、「防衛特別法人税中間申告書」に該当します。

⑦ 防衛特別法人税中間申告書の提出がない場合の特例

防衛特別法人税中間申告書を提出すべき法人が、その防衛特別法人税中間申告書を上記①の提出期限までに提出しなかった場合には、その提出期限において、防衛特別法人税中間申告書の提出があったものとみなすこととされています（防衛財源確保法24）。中間申告により納付すべき税額を自動的に確定させる制度で、法人税及び地方法人税にも同様の規定があります。これは法人税及び地方法人税の制度と同様の趣旨のもので、課税庁の決定処分に代わるものです。

なお、みなし中間申告により確定する課税標準及び納付すべき税額は、上記①の記載事項にある金額ですが、その法人が仮決算による法人税の中間申告書を提出している場合（上記⑤の適用がある法人の場合）には、上記⑤の意義を担保する観点から、上記⑤イ及びロの金額により確定することとなります。

(2) 確定申告

① 確定申告書の提出

イ 法人は、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、次の事項を記載した申告書を提出しなければならないこととされています（防衛財源確保法25①、防衛特別法人税に関する省令4①）。
(イ) その課税事業年度の課税標準である課

税標準法人税額（防衛財源確保法25①一）

この課税標準法人税額は、その課税事業年度の上記6(1)による課税標準法人税額です。

(ロ) (イ)の課税標準法人税額につき上記7に基づいて計算した防衛特別法人税の額（防衛財源確保法25①二）

(ハ) 控除をされるべき外国税額で(ロ)の金額の計算上控除しきれなかった金額（防衛財源確保法25①三）

(ニ) その法人がその課税事業年度につき防衛特別法人税中間申告書を提出した法人である場合には、(ロ)の防衛特別法人税の額からその防衛特別法人税中間申告書に係る中間納付額を控除した金額（防衛財源確保法25①四）

(注) 中間納付額とは、防衛特別法人税中間申告書に記載した納付すべき防衛特別法人税の額をいいます（防衛財源確保法6十八）。修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の防衛特別法人税の額となります。

(ホ) (ニ)の中間納付額で(ニ)の金額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額（防衛財源確保法25①五）

(ヘ) (イ)から(ホ)までの金額の計算の基礎（防衛財源確保法25①六）

(ト) その法人の名称、納税地及び法人番号並びにその納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地（防衛財源確保法25①六、防衛特別法人税に関する省令4①一）

(チ) 代表者の氏名（防衛財源確保法25①六、防衛特別法人税に関する省令4①二）

なお、外国法人にあっては、代表者の氏名及び国内において行う事業又は国内にある資産の経営又は管理の責任者の氏

名とされています（防衛特別法人税に関する省令4①二）。

(注) 人格のない社団等で、代表者の定めがなく管理人の定めがあるものにあつては、代表者の氏名は管理人の氏名とされています（防衛特別法人税に関する省令4①二）。

(リ) その課税事業年度の開始及び終了の日（防衛財源確保法25①六、防衛特別法人税に関する省令4①三）

(ヌ) その課税事業年度が内国法人の残余財産の確定の日の属する課税事業年度である場合において、その課税事業年度終了の日の翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その分配又は引渡しが行われる日（防衛財源確保法25①六、防衛特別法人税に関する省令4①四）

(注) 内国法人の残余財産が確定した日の属する課税事業年度からは、その内国法人が通算子法人である場合におけるその内国法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了する課税事業年度を除くこととされています（防衛特別法人税に関する省令4①四）。

(ル) 法人税における欠損金の繰戻し還付の請求をする場合には、下記(8)①の確定防衛特別法人税額のうち欠損金の繰戻し還付による法人税の還付があった場合に還付を受けるべきこととされる金額（防衛財源確保法25①六、防衛特別法人税に関する省令4①五）

(注) この還付を受けるべきこととされる金額は、欠損金の繰戻し還付制度により還付の請求をした法人税の額に4%を乗じて計算した金額にその課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれをその課税事業年度の基準法人税額で除した金額に相当する金額です。

(ヲ) その他参考となるべき事項（防衛財源

確保法25①六、防衛特別法人税に関する省令4①六)

- ロ 清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、法人税及び地方法人税と同様に、その課税事業年度終了の日（すなわち、残余財産の確定の日）の翌日から1月以内に申告書を提出しなければならないこととされています（防衛財源確保法25②）。なお、その翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日までに、申告書を提出しなければならないこととされています（防衛財源確保法25②）。

(注) 清算中の内国法人の残余財産が確定した日の属する課税事業年度からは、その内国法人が通算子法人である場合におけるその内国法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了する課税事業年度を除くこととされています。すなわち、通算子法人の残余財産が確定した場合において、その残余財産の確定の日が通算親法人の課税事業年度終了の日であるときは、その通算子法人の残余財産の確定の日の属する課税事業年度（以下「最終課税事業年度」といいます。）の確定申告書の提出期限は、最終課税事業年度の終了の日から2月以内となります。なお、その残余財産が確定した通算子法人の確定申告書の提出期限が下記②により延長されている場合には、その延長された期限が、その通算子法人の残余財産の確定の日の属する課税事業年度の確定申告書の提出期限となります。

- ハ 恒久的施設を有する外国法人が国税通則法第117条第2項の規定による納税管理人の届出をしないで恒久的施設を有しないこととなる場合又は恒久的施設を有しない外国法人が人的役務の提供事業（法人税法第138条第1項第4号に規定する事業）で国内において行うものを廃止する場合には、

法人税及び地方法人税と同様に、その課税事業年度終了の日の翌日から2月を経過した日の前日とその有しないこととなる日又はその廃止の日とのうちいずれか早い日までに申告書を提出しなければならないこととされています（防衛財源確保法25③）。

② 申告期限の延長

法人税の申告にあつては、災害その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合には、税務署長は期日を指定して申告期限を延長できることとされている（法法75、144の7）ほか、定款等の定めにより、又は特別の事情があることにより期末後2月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にある場合には、申告期限を延長できることとされています（法法75の2、144の8）。

防衛特別法人税は法人税の額を基礎として計算するものであることから、法人税において申告期限が延長される場合には、防衛特別法人税の申告期限も自動的に法人税の申告期限まで延長することとされています（防衛財源確保法25④）。

(注) 通算親法人について、法人税法第75条第1項の提出期限の延長の処分があつた場合又は同法第75条の2第1項の法人税確定申告書の提出期限の延長若しくは延長月数の指定の処分があつた場合には、他の通算法人の全てにつき、延長の処分又は延長若しくは延長月数の指定の処分がされたものとみなすこととされている（法法75⑧二、75の2⑪二）ことから、通算親法人について法人税の申告期限が延長されている場合には、当然に、他の通算法人の全てについて防衛特別法人税の申告期限が延長されることとなります。

なお、法人税においては、法人税法第75条、第75条の2、第144条の7又は第144条の8の規定による申告期限の延長が認められた場合に、事業年度終了後2月を経過した日から利子税を年7.3%で課すこととされています。

この年7.3%の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、その特例基準割合とすることとされています（措法93①）。さらに、法人税法第75条の2又は第144条の8の規定による申告期限の延長の場合には、この年7.3%の割合は、基準割引率が年5.5%を超える場合には、基準割引率が0.25%超えるごとに0.73%ずつ加算する（最高12.775%）こととされています（措法66の3、措令39の11①）。

防衛特別法人税についても、法人税法及び租税特別措置法の規定の準用等をするにより、法人税及び地方法人税と同じく申告期限を延長した場合に法人税の利子税の割合と同率で利子税を課することとされています（防衛財源確保法25④後段、防衛財源確保法25⑤において準用する措法66の3、防衛財源確保法43①による読替後の措法93①、防衛特別法人税に関する政令7において準用する措令39の11）。

（注1） 特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除し計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年0.5%の割合を加算した割合をいいます。平均利率とは、各月において銀行が新たに行った貸付けでその貸付期間が1年未満のものに係る利率の平均をいい、その合計を12で除して計算した割合に0.1%未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることとされています（措法93②、96①）。

（注2） 基準割引率とは、日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率をいいます。

③ 通算法人の災害等による防衛特別法人税確定申告書の提出期限の延長

法人税及び地方法人税と同様に、国税通則法第11条の規定により通算法人の防衛特別法

人税の確定申告書の提出期限が延長された場合には、他の通算法人についても、その延長された防衛特別法人税の確定申告書に係る国税通則法施行令第3条第1項から第3項までの規定により指定された期日まで、同法第11条の規定により防衛特別法人税の確定申告書（その延長された防衛特別法人税の確定申告書に係る課税事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の課税事業年度に係るものに限ります。）の提出期限が延長されたものとみなすこととされています（防衛財源確保法26、防衛特別法人税に関する政令8）。

ただし、上記の指定された期日が他の通算法人の防衛特別法人税の確定申告書の提出期限前の日である場合は、この限りでないとされています（防衛特別法人税に関する政令8ただし書）。すなわち、通算グループの各通算法人の防衛特別法人税の確定申告書の提出期限は、各通算法人が申告期限として指定された日のうち最も遅い日まで一律に延長されることとなります。

（3） 防衛特別法人税の申告書の書式

防衛特別法人税の申告書の書式は、防衛特別法人税に関する省令別表に定められています。国税庁長官は、別表一から別表四までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができることとされています（防衛特別法人税に関する省令8①）。

また、国税庁長官が法人税の別表一から別表二十一までの各表の書式に、防衛特別法人税の別表一から別表四までの各表の書式に準じてこれらの各表に定める事項の全部又は一部の記載欄を付記した場合には、上記(1)①及び⑤並びに上記(2)①イの記載事項の記載について、防衛特別法人税の別表の書式に代え、その記載欄が設けられた法人税の別表の書式によることができるとされています（防衛特別法人税に関する省令8②）。すなわち、国税庁長官が法人税

と防衛特別法人税とを統合した別表の書式を定めることにより、法人税の申告と防衛特別法人税の申告とを1つの申告書により行うことを可能とするものです。

なお、現在法人税と地方法人税の別表の書式は、法人税法施行規則第70条及び地方法人税法施行規則第10条第2項の規定により、国税庁長官が定めた法人税と地方法人税とを統合した別表の書式により、申告を行うことができることとされていることから、国税庁長官が、法人税、地方法人税及び防衛特別法人税の3つの税を統合した別表の書式を定めることにより、法人税の申告、地方法人税の申告及び防衛特別法人税の申告を1つの申告書により行うことが可能となります。また、これらの3つの税の書式を統合した場合に、法人税の別表十九及び別表十九の二の各表の書式については、法人税法施行規則において定める用紙の大きさでは記載しきれないことが考えられるため、国税庁長官が用紙の大きさを日本産業規格 A4 に変更できることとされました（法規70後段）。

(4) 電子情報処理組織による申告の特例

法人税及び地方法人税と同様に、特定法人である内国法人は、防衛特別法人税中間申告書若しくは防衛特別法人税確定申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書及び添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を、電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより、行わなければならないこととされています（防衛財源確保法27①）。

（注） 防衛特別法人税確定申告書とは、防衛財源確保法第25条第1項の規定による申告書（すなわち、上記(2)①の確定申告書）をいい、国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書を含みます。

① 対象法人

特定法人である内国法人が対象とされています（防衛財源確保法27①）。特定法人とは、次の法人をいい、その範囲は法人税及び地方

法人税と同様です（防衛財源確保法27②）。

イ その課税事業年度開始の時にける資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 通算法人（イの法人を除きます。）

ハ 保険業法に規定する相互会社（ロの法人を除きます。）

ニ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人（イの法人を除きます。）

ホ 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社（イの法人を除きます。）

（注1） 人格のない社団等及び法人課税信託に係る受託法人は、特定法人に該当しないこととされています（防衛財源確保法7①、防衛特別法人税に関する政令2②）。

（注2） 公益法人等及び協同組合等については、資本金の額又は出資金の額を有しており、かつ、それが1億円を超える場合には、特定法人に該当します。

（注3） 銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第41条第1項及び第3項の規定により納付された当初拠出金の額及び売却時拠出金の額の合計額は、特定法人に該当するかの判定上は資本金の額又は出資金の額と同様に取り扱うこととされています（防衛財源確保法27②一、防衛特別法人税に関する政令9①）。銀行等保有株式取得機構の会員が銀行等保有株式取得機構に納付する当初拠出金及び売却時拠出金は、銀行等保有株式取得機構の会員が銀行等保有株式取得機構に払い込む出資として法人税に関する法令の規定を適用することとされている（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令25①）ことから、法人税法上の特定法人の判定上は資本金の額又は出資金の額に含まれることになります。防衛特別法人税の根拠法令である防衛財源確保法は法人税に関する法令ではないものの、法人税

額を課税標準として法人税と同時に申告されるものであることから、法人税と同様に取り扱うこととされたものです。

② 対象書類

次の書類が電子情報処理組織を使用する方法による提供の対象とされています（防衛財源確保法27①）。

イ 防衛特別法人税中間申告書

ロ 防衛特別法人税確定申告書

ハ 防衛特別法人税中間申告書及び防衛特別法人税確定申告書に係る修正申告書

ニ 防衛財源確保法第4章又は国税通則法第18条第3項若しくは第19条第4項の規定により上記イからハまでの申告書に添付すべきものとされている書類

（注） 防衛財源確保法第4章に基づく命令（すなわち防衛特別法人税に関する政令及び防衛特別法人税に関する省令）により添付すべきものとされている書類についても同様です。

③ 電子情報処理組織を使用する方法

電子情報処理組織を使用する方法は、次の事項の区分に応じそれぞれ次の方法とされています。

イ 上記②イからハまでの申告書（以下「納税申告書」といいます。）に記載すべきものとされている事項（以下「申告書記載事項」といいます。）……電子情報処理組織を使用して、申告書記載事項を入力して送信する方法（防衛特別法人税に関する省令5③一）

（注1） 電子情報処理組織とは、国税庁の使用に係る電子計算機とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます（防衛財源確保法27①）。具体的には、e-Taxによる電子申告を行うこととなります。電子計算機には入出力装置を含むこととされており、CPUを搭載しない端末についても対象

となります。「内国法人の使用に係る電子計算機」とされている点について、民法の代理関係規定に基づき代理人も当然に含まれることと解されますから、税理士等による電子申告も可能です。

（注2） 電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項の提供については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第1項の定めるところにより行わなければならないこととされています（防衛特別法人税に関する省令5④）。

（注3） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

ロ 上記②ニの書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項（以下「添付書類記載事項」といいます。）……次の(イ)又は(ロ)のいずれかの方法（防衛特別法人税に関する省令5③二）

(イ) 電子情報処理組織を使用して、添付書類記載事項を入力して送信する方法

(ロ) 添付書類記載事項が記載された書類をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第2項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り、）を、電子情報処理組織を使用して送信する方法（(イ)の方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限り、）

（注1） 電子情報処理組織を使用して行う添付書類記載事項の提供については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第1項の定めるところにより行わなければならないこととされています（防衛特別法人税に関する省

令5④)。

(注2) 電磁的記録とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第3条第7号に規定する電磁的記録をいい、具体的には、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものです。

なお、添付書類記載事項の電磁的記録を記録した一定の記録用の媒体を提出する方法により行うこともできるとされています(防衛財源確保法27①ただし書)。

(注3) 一定の記録用の媒体とは、添付書類記載事項の情報通信技術を活用した電磁的記録(その電磁的記録をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあっては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第2項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り、)を記録した光ディスク又は磁気ディスクをいいます(防衛特別法人税に関する省令5⑤)。

④ 事前届出

電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第4条第1項から第3項まで、第6項及び第7項の規定の例によることとされています(防衛特別法人税に関する省令5①)。

この届出は、内国法人の資本金の額又は出資金の額が1億円を超えることとなった日から1月以内に行わなければならないこととされています(防衛特別法人税に関する省令5

②)。なお、特定法人でなかった内国法人について通算承認の効力が生じた場合には、その効力が生じた日(法人税法第64条の9第7項の規定の適用を受けて行った同条第2項の申請につきその内国法人に係る通算親法人が通算承認を受けた場合には、同日とその通算承認の処分があった日又は同条第9項の規定によりその通算承認があったものとみなされた日とのうちいずれか遅い日)から1月以内に行わなければならないこととされています(防衛特別法人税に関する省令5②)。ただし、次のとおり、新設法人等については、それぞれ次の期限までに届出を行わなければならないこととされています。

イ 新たに設立された次の法人については、その設立の日から2月以内

(イ) その設立の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(公益法人等を除きます。)

(ロ) 保険業法に規定する相互会社

(ハ) 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人

(ニ) 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社

ロ 新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人については、その開始した日から2月以内

ハ 公益法人等(収益事業を行っていないものに限り、)に該当していた協同組合等のその協同組合等に該当することとなった時における出資金の額が1億円を超える場合におけるその協同組合等については、その該当することとなった日から2月以内
なお、令和8年4月1日前に設立された内

国法人で同日以後最初に開始する課税事業年度(特定法人でなかったその内国法人について通算承認の効力が生じた場合におけるその通算承認の効力が生じた日の属する課税事業年度を除きます。)開始の日において特定法

人であるものは、同日以後1月以内に上記により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第4条第1項の例により行うこととされている届出（以下「開始届出」といいます。）を行わなければならないこととされています。ただし、令和8年4月1日前に法人税法施行規則第36条の4第1項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第4条第1項の届出を行っている内国法人（すなわち、既に法人税の申告について電子情報処理組織による申告を行う旨の届出をしている内国法人）は、開始届出を行うことを要しないこととされています（防衛特別法人税に関する省令第2②）。

（注） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

⑤ ファイル形式

申告書記載事項又は添付書類記載事項を上記③イ又はロの方法により送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式については、国税庁長官が定めることとされています（防衛特別法人税に関する省令第5⑥）。国税庁長官が定めることとされているファイル形式は、今後国税庁告示において定められる予定ですが、法人税及び地方法人税と同様のファイル形式が定められる予定です。

⑥ 電子申告の効果

上記③の方法により行われた防衛特別法人税の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、次の法令の規定を適用することとされています（防衛財源確保法27③、防衛特別法人税に関する政令第9②）。

イ 防衛財源確保法第4章（これに基づく命令、すなわち、防衛特別法人税に関する政令及び防衛特別法人税に関する省令を含む

ます。）

ロ 国税通則法（第124条を除きます。）

ハ 法人税法

ニ その他防衛特別法人税の申告に関する法令

防衛特別法人税の「申告に関する」法令とされていることから、防衛特別法人税の税額計算に関する法令だけではなく、防衛特別法人税の「確定申告書」といった書面を前提とした用語を用いるあらゆる法令の規定の適用について、書面により行ったものとみなされることとなります。

⑦ 到達時期

上記③イ又はロ(イ)若しくは(ロ)の方法により行われた防衛特別法人税の申告は、国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなすこととされています（防衛財源確保法27④）。

⑧ 本人確認

内国法人が、上記③イ又はロ(イ)若しくは(ロ)の方法により電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、その内国法人は、国税通則法第124条の規定による名称及び法人番号の記載に代えて、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第6条第1項（第4号に係る部分を除きます。）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならないこととされています（防衛財源確保法27⑤、防衛特別法人税に関する省令第5⑦）。具体的には、電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別符号（ID）及び暗証符号（パスワード）を入力して申告を行うこととされています。

（注） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

⑨ 通算法人の電子情報処理組織による申告
通算親法人が、他の通算法人の防衛財源確

保法第27条第1項に規定する防衛特別法人税の申告に関する事項の処理として、申告書記載事項又は添付書類記載事項を、電子情報処理組織を使用する方法により提供した場合には、当該他の通算法人は、これらの事項を、電子情報処理組織を使用する方法により提供したものとみなすこととされています（防衛財源確保法40①）。

申告書記載事項又は添付書類記載事項の電子情報処理組織を使用する方法による提供は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第5条第7項の規定の例により、行わなければならないこととされています（防衛特別法人税に関する省令第7①）。具体的には、当該通算親法人の識別符号（ID）及び暗証符号（パスワード）並びに当該他の通算法人の識別符号（ID）を入力して、通算親法人の代表者又は国税庁長官が定める者の電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書と併せて送信することになります。

通算親法人が、上記の防衛特別法人税の申告に関する事項の処理に際しその通算親法人の名称を明らかにする措置を講じた場合には、他の通算法人は、防衛特別法人税の申告について上記⑧の本人確認の措置を講じたものとみなすこととされています（防衛財源確保法40②）。

通算親法人の名称を明らかにする措置は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第6条第2項の規定の例により、行わなければならないこととされています（防衛特別法人税に関する省令第7②）。具体的には、通算親法人の代表者又は国税庁長官が定める者の電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書と併せて送信することになります。

（注1） 国税庁長官が定める者は、今後国税庁告示において定められる予定ですが、法人税及び地方法人税と同様の者が定めら

れる予定です。

（注2） 関係法令については、下記の（参考）をご参照ください。

⑩ 電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例

法人税法においては、上記①の特定法人である内国法人が、電子通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難である場合で、かつ、書面による提出をすることができると認められる場合において、書面により納税地を提出することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、各事業年度の所得に対する法人税の申告を書面により行うことができることとされています（法第75の5①）。防衛特別法人税においては、特定法人である内国法人が、法人税法第75条の5第1項の承認を受けている場合には、特段の手續なしに、その承認に係る税務署長が同項の規定により指定する期間については、防衛特別法人税についても、その申告を書面により行うことができることとされています（防衛財源確保法28）。

（参考） 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成15年財務省令第71号）

（事前届出等）

第4条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者（次条第1項ただし書（第1号に係る部分に限るものとし、同条第2項後段において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者及び第5条の2第1項の規定により同項に規定する申請等を行おうとする者を除く。）又は電子情報処理組織を使用する方法により国税の納付を行おうとする者（第8条第1項ただし書の規定の適用を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項をあらかじめ税務署長に届け出なければならない。

一 氏名（法人については、名称。以下

この条及び第5条の2において同じ。)、住所又は居所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この条及び第5条の2において同じ。）（国税に関する法令以外の法令の規定に基づき当該申請等を行おうとする者又は法人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所）

二 対象とする手続の範囲

三 その他参考となるべき事項

2 税務署長は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号及び暗証符号を通知し、同項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

3 税務署長は、次条第1項ただし書（第1号に係る部分に限るものとし、同条第2項後段において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて同条第1項の規定により申請等を行おうとする者及び第8条第1項ただし書の規定の適用を受けて同項の規定により国税の納付を行おうとする者に対し、第1項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

4・5 省 略

6 次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める届出事項に変更が生ずることとなったときは、遅滞なく、その旨を税務署長に届け出なければならない。

一 第1項の届出をした者 同項第2号及び第3号の届出事項

二 第4項の届出をした者 同項第2号から第5号までの届出事項

三 前項の届出をした者 同項第2号及び第3号の届出事項

7 電子情報処理組織を使用する方法により第1項又は前項（第1号に係る部分に限る。）の届出を行う者は、特定電子計算機から、これらの規定により税務署長に届け出なければならないこととされている事項を入力して送信することにより、当該届出を行わなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第5条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等（前条第1項又は第6項（第1号に係る部分に限る。）の届出を除く。以下この条において同じ。）を行う者は、前条第2項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、特定電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項（以下この条において「申請書面等記載事項」という。）並びに同項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をすることを要しない。

一 当該電子情報処理組織の利用の際に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているもの）に限る。第6条第1項第3号及び第8条第1項において同じ。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた同法第35条の2第

1 項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。同号及び第8条第1項において同じ。)を用いて電子利用者証明(同法第2条第2項に規定する電子利用者証明をいう。同号及び第8条第1項において同じ。)を行う場合 識別符号及び暗証符号を入力すること(あらかじめ当該申請等を行う者が本人であることを確認するための措置として国税庁長官が定めるものがとられている場合には、識別符号及び暗証符号を入力すること並びに当該申請等の情報に電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信すること。)

二 当該電子署名が国税庁長官が定める者に係るものである場合 当該申請等の情報にその者に係る電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信すること。

2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、前項の規定により申請書面等記載事項を入力して送信する方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合には、同項の規定にかかわらず、前条第2項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、特定電子計算機から、同項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、申請書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録(次に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。)に記録された当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行うことができる。この場合においては、前項ただし

書の規定を準用する。

一 解像度が、日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。)Z6016附属書AのA・1・2に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である25・4ミリメートル当たり200ドット以上であること。

二 白色から黒色までの階調が256階調以上であること。

3 前2項の申請等を行う者は、これらの規定にかかわらず、当該申請等につき規定した法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等(以下この条において「添付書面等」という。)に記載されている事項又は記載すべき事項(以下この条において「添付書面等記載事項」という。)を次に掲げる方法(前項の申請等を行う場合には、第2号に掲げる方法)により送信し、又は提出することをもって、当該添付書面等の提出に代えることができる。

一 当該添付書面等記載事項を当該申請等に併せて入力して送信する方法

二 当該添付書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録(前項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。)を当該申請等と併せて送信する方法(前号に掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。)

三 当該添付書面等記載事項(国税庁長官が定める添付書面等に係るものに限る。)が記録された電磁的記録であって、当該添付書面等を交付すべき者から提供を受けたもの(当該添付書面等を交付すべき者により当該電磁的記録に記録された情報に電子署名が行われ、かつ、

当該電子署名に係る電子証明書が当該情報と併せて提供されているものその他これに類するものとして国税庁長官が定めるものに限る。)を当該申請等と併せて送信する方法

四 当該添付書面等記載事項(国税庁長官が定める添付書面等に係るものに限る。)の電磁的記録(当該電磁的記録をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあっては、前項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。)を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法

4～6 省 略

7 通算親法人(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。以下この項及び第6条第2項において同じ。)が、他の通算法人(同法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この項及び第6条第2項において同じ。)の法人税(各事業年度の所得に対する法人税に限る。)及び地方法人税(地方法人税法(平成26年法律第11号)第6条第1項第1号に定める基準法人税額に対する地方法人税に限る。)に係る申請等(法人税法第75条の4第1項に規定する法人税の申告及び地方法人税法第19条の3第1項に規定する地方法人税の申告を除く。以下この項及び第6条第2項において同じ。)に関する事項の処理として、前条第2項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、当該通算親法人の使用に係る電子計算機から、申請書面等記載事項並びに同項の規定により通知された当該通算親法人の識別符号及び暗証符号並びに当該他の通算法人の識別符号(国税庁長官が定める場合には、当該通算親法人及び当該他の通算法人の識別符号)

の入力(当該申請等の情報が申請書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録(第2項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。)に記録されたものである場合(当該申請書面等記載事項を入力する方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。)には、当該申請書面等記載事項の入力を除く。)をして、当該申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は国税庁長官が定める者の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信した場合には、当該他の通算法人は、当該申請等を第1項に定めるところにより行ったものとみなす。この場合において、当該通算親法人が、当該申請等に係る添付書面等記載事項を第3項各号に掲げる方法(当該申請等の情報が申請書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に記録されたものである場合には、同項第2号に掲げる方法)により送信し、又は提出したときは、当該他の通算法人は、当該添付書面等記載事項を同項に定めるところにより送信し、又は提出したものとみなす。

(申請等において氏名等を明らかにする措置)

第6条 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置のいずれかとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること。

二 第4条第2項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行うこと。

三 電子情報処理組織の利用の際に個人番号カード又は移動端末設備を用いて電子利用者証明を行い、申請等を行うこと。

四 税務署長に対して、前条第1項に規定する特定ファイルに記録された同項に規定する申請等情報を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与して、同項に規定する申請等を行うこと。

2 第5条第7項の場合において、同項の通算親法人が、同項に規定する事項の処理に際し同項の申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は同項の国税庁長官が定める者の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信したときは、同項の他の通算法人は、当該申請等について前項（第4号に係る部分を除く。）に規定する措置を行ったものとみなす。

(5) 納付

① 中間申告による納付

防衛特別法人税中間申告書を提出した法人は、その中間申告書に防衛特別法人税の額として記載した金額がある場合には、その中間申告書の提出期限までに、その金額を国に納付しなければならないこととされています（防衛財源確保法29）。

② 確定申告による納付

防衛特別法人税の確定申告書を提出した法人は、その確定申告書に防衛特別法人税の額として記載した金額がある場合には、その確定申告書の提出期限までに、その金額を国に納付しなければならないこととされています（防衛財源確保法30）。

(6) 外国税額の還付

① 外国税額の還付

防衛特別法人税確定申告書の提出があった

場合において、その防衛特別法人税確定申告書に外国税額控除による控除をされるべき金額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、税務署長は、その防衛特別法人税確定申告書を提出した内国法人に対し、その金額に相当する税額を還付することとされています（防衛財源確保法31①）。

② 外国税額の還付の手続等

税務署長は、提出された防衛特別法人税確定申告書に外国税額控除による控除をされるべき金額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載がある場合には、その金額が過大であると認められる特別な事由がある場合を除いて、その防衛特別法人税確定申告書を提出した内国法人に対して遅滞なく、上記①の還付又は充当の手続をしなければならないこととされています（防衛特別法人税に関する政令10）。

③ 還付加算金の計算

還付金等が発生することとなるその基因となる納付に納税者の責めがない場合については、法定納期限や納付の日の翌日から利息に相当する金額を加算して還付することとされています。これを還付加算金といい、その計算の基礎となる期間の日数に応じ、還付金額に年7.3%の割合を乗じて計算された金額とされています（通法58①）。

（注） 還付加算金の年7.3%の割合は、特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、その特例基準割合とすることとされています（措法95）。

上記①による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、防衛特別法人税確定申告書の提出期限の翌日から、その還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日までの期間とされています（防衛財源確保法31②）。なお、防衛特別法人税確定申告書が期限後申告書である場合には、この計算期間は、

その防衛特別法人税確定申告書を提出した日から起算され、充当をする場合に、充当をする日より前に充当するのに適することとなった日があるときは、その日までの期間となります。

④ 充当等

上記①による還付金を上記①の防衛特別法人税確定申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の防衛特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとされています（防衛財源確保法31③）。還付となる外国税額に係る課税事業年度の防衛特別法人税について、未納のものがある場合には、その未納額との充当処理が帳簿上の操作に止まることを考慮し、充当処理される税額と還付金については、それぞれ延滞税と還付加算金を付さないこととして、納税者の便宜と課税庁側の事務の簡素化を図るというものです。

また、上記①による還付金及びその還付加算金を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合には、まず、上記①の防衛特別法人税確定申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税で修正申告書の提出又は更正により納付すべきもの（その還付金が外国税額控除による控除をされるべき金額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額に係るものである場合には、中間納付額を除きます。）があるときは、その防衛特別法人税に充当することとされています。そして、その防衛特別法人税に充当してもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納の国税及び滞納処分費に充当することとされています（防衛特別法人税に関する政令11）。

(7) 中間納付額の還付

① 中間納付額の還付

防衛特別法人税中間申告書の提出をした法

人からその課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出があった場合において、その防衛特別法人税確定申告書に、その防衛特別法人税中間申告書に係る中間納付額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、税務署長は、その法人に対し、その金額に相当する中間納付額を還付することとされています（防衛財源確保法32①）。

② 中間納付額に係る延滞税の還付

税務署長は、上記①の還付金の還付をする場合において、その防衛特別法人税中間申告書の中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、次のイの金額からロの金額を控除した残額を併せて還付することとされています（防衛財源確保法32②、防衛特別法人税に関する政令14①）。これは、法人税の中間納付額の還付及び地方法人税の中間納付額の還付と同様のものです。

イ その防衛特別法人税中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税の額の合計額

ロ その中間納付額のうち次の(イ)(ロ)の順序によりその課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書に記載された計算された防衛特別法人税の額に達するまで順次求めた各中間納付額につき国税に関する法律の規定により計算される延滞税の額の合計額

(注) 中間納付額からはその還付金をもって充当をされる部分の金額を除くこととされています。また、上記の計算された防衛特別法人税の額は、上記の還付金及びその還付加算金が充当をされる同じ課税事業年度の防衛特別法人税で修正申告書の提出又は更正により増加した防衛特別法人税の額がある場合には、その防衛特別法人税の額を加算した後の金額とされています。

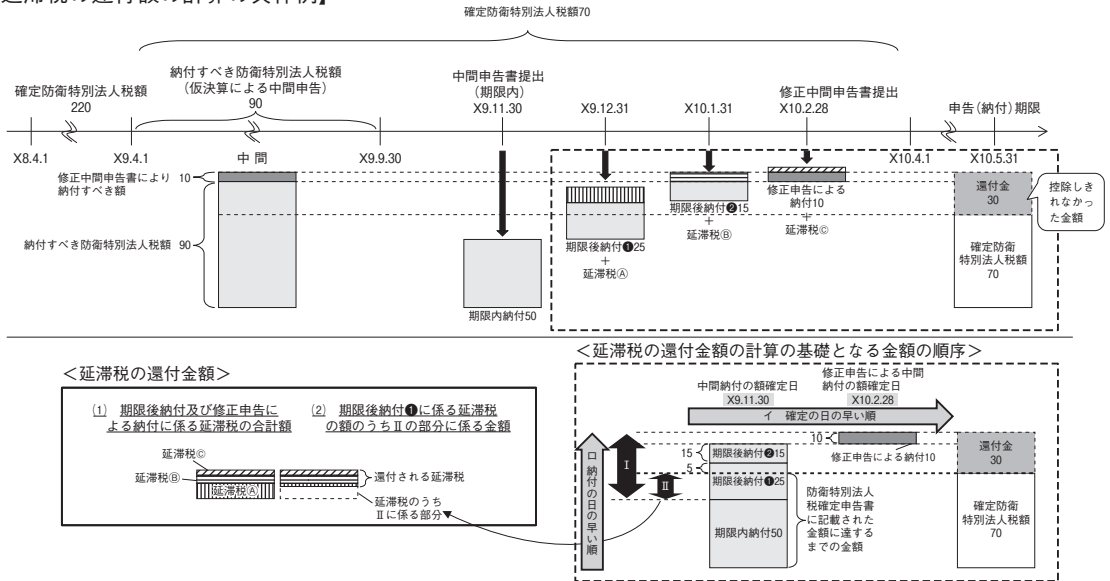
(イ) その中間納付額のうち確定の日を異にするものについては、その確定の日の早

いものを先順位とすることとされています。

(ロ) 確定の日を同じくする中間納付額のう

ち納付の日を異にするものについては、その納付の日の早いものを先順位とすることとされています。

【延滞税の還付額の計算の具体例】



③ 中間納付額の還付の手続等

税務署長は、提出された防衛特別法人税確定申告書に防衛特別法人税中間申告書に係る中間納付額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載がある場合には、その金額が過大であると認められる特別な事由がある場合を除いて、その防衛特別法人税確定申告書を提出した法人に対して遅滞なく、上記①及び②の還付又は充当の手続をしなければならないこととされています（防衛特別法人税に関する政令12）。このように、この還付金は、防衛特別法人税確定申告書を提出する場合にその申告書に控除しきれなかった金額を記載することによって還付されますが、防衛特別法人税についての決定があった場合にも、還付されます（下記「(13) 確定申告に係る更正等又は決定による防衛特別法人税の中間納付額の還付」をご参照ください。）。

④ 還付加算金の計算

上記①による還付金の還付加算金を計算す

る場合には、その計算の基礎となる期間は、上記①による還付をすべき中間納付額の納付の日の翌日から、その還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日までの期間とされています（防衛財源確保法32③）。なお、中間納付額がその納期限前に納付された場合には、この期間は、その納期限の翌日から起算され、充当をする場合に、充当をする日より前に充当をするのに適することとなった日があるときは、その日までの期間となります。ただし、この期間には、防衛特別法人税確定申告書が期限後申告書である場合におけるその申告書の提出期限の翌日からその提出された日までの日数は算入されません（防衛財源確保法32③ただし書）。

また、この還付加算金の額は、その防衛特別法人税中間申告書に係る中間納付額のうち、次のイロの順序によりその還付金の額に達するまで順次遡って求めた各中間納付額を還付をすべき中間納付額として計算することとさ

れています（防衛特別法人税に関する政令14②）。

（注） 中間納付額からはその還付金をもって充当をされる部分の金額を除くこととされています。また、その基準となる還付金の額は、その還付金をもって充当をする同じ課税事業年度の防衛特別法人税で修正申告書の提出又は更正により増加した防衛特別法人税の額及び未納の中間納付額がある場合には、その充当をする還付金の額を控除した後の金額とされています。

イ その中間納付額のうち確定の日を異にするものについては、その確定の日の遅いものを先順位とすることとされています。

ロ 確定の日を同じくする中間納付額のうち納付の日を異にするものについては、その納付の日の遅いものを先順位とすることとされています。

なお、上記②による還付金については、還付加算金を付さないこととされています（防衛財源確保法32⑤）。

⑤ 充当等

上記①による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税事業年度の防衛特別法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうち充当する金額については還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の防衛特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとされています（防衛財源確保法32④）。還付となる中間納付額に係る課税事業年度の防衛特別法人税について、未納のものがある場合には、その未納額との充当処理が帳簿上の操作に止まることを考慮し、充当処理される税額と還付金については、それぞれ延滞税と還付加算金を付さないこととして、納税者の便宜と課税庁側の事務の簡素化を図るというものです。

また、上記①及び②による還付金及びその還付加算金を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合には、まず、その課税事業年度の

防衛特別法人税で修正申告書の提出又は更正により納付すべきものがあるときは、その防衛特別法人税に充当することとされています。そして、その防衛特別法人税に充当してもなお還付すべき金額がある場合において、その中間納付額で未納のものがあるときは、その未納の中間納付額に充当することとされています。さらに、これらの充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納の国税及び滞納処分費に充当することとされています（防衛特別法人税に関する政令13①）。

なお、内国法人がその課税事業年度の防衛特別法人税に係る上記(6)①（外国税額の還付）による還付金（これに係る還付加算金を含みます。）と上記①又は②による還付金（中間納付額の還付金）とを受ける場合において、これらの還付金をその課税事業年度の防衛特別法人税で未納のものに充当するときは、次の場合の区分に応じそれぞれ次の還付金からまず充当するものとされています（防衛特別法人税に関する政令13②）。

イ その外国税額控除による控除をされるべき金額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載がある防衛特別法人税確定申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税で修正申告書の提出又は更正により納付すべきものに充当する場合……外国税額の還付金（上記(6)①による還付金）

ロ 中間納付額に充当する場合……中間納付額の還付金（上記①又は②による還付金）

(8) 欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の防衛特別法人税の還付

法人税では、法人の青色申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合には、その法人は、その事業年度の申告書の提出と同時に、その欠損金額が生じた事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の額に、その所得の金額のう

ちに占めるその生じた欠損金額に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求すること、その他一定の手続に従って法人税の還付を受けることができることとされています（法法80、145）。いわゆる欠損金の繰戻し還付制度です。

この欠損金の繰戻し還付制度は、繰越欠損金の損金算入制度とともに、法人税における負担の合理化をしているものとされています。

防衛特別法人税は、法人税の額を課税標準とするものであることから、基本的には、防衛特別法人税においても同様の負担の合理化を図ることとされました。ただし、法人税における欠損金の繰戻し還付制度と同様に法人の選択によるのではなく、同制度により法人税が還付される場合には、その法人税の額に対応する防衛特別法人税を税務署長が自ら計算して還付することとされています。法人は、法人税における欠損金の繰戻し還付の請求をすることにより、請求額に相応する防衛特別法人税の還付が自動的に受けられるということとなります。具体的には以下のとおりです。

① 欠損金の繰戻しによる法人税の還付がある場合の防衛特別法人税の還付

税務署長は、法人税の欠損金の繰戻し還付制度における還付請求書を提出した法人に対して、還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合には、その法人に対し、確定防衛特別法人税額のうち、その法人税の還付金の額に4%を乗じて計算した金額にその課税事業年度の課税標準法人税額を乗じてこれをその課税事業年度の基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を併せて還付することとされています（防衛財源確保法33①）。

確定防衛特別法人税額とは、その該当する課税事業年度の防衛特別法人税の額でその還付の時において確定しているものをいうこととされ、また、既にこの制度により還付された金額がある場合には、その金額を控除した

残額とされていることから、法人税の還付をする時点において、還付所得事業年度に該当する課税事業年度における防衛特別法人税の額が確定していない場合やその額がない場合には、還付される防衛特別法人税がないこととなります。なお、防衛特別法人税の額は、その附帯税の額を含まないこととされており、外国税額控除（防衛財源確保法16①②⑧）又は仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除（防衛財源確保法19）により控除された金額がある場合には、その控除前の金額とされ、外国税額控除制度における税額控除超過額相当額の加算措置（防衛財源確保法16⑨）により加算された金額がある場合はその加算前の金額とされています。

このように、法人税の欠損金の繰戻し還付制度により還付を受ける場合には、還付請求などの特段の手続を経ないで防衛特別法人税が自動的に還付されることとなりますが、法人税の欠損金の繰戻し還付制度の計算の基礎となった欠損金額が生じた欠損事業年度に該当する課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出がない場合には、その提出があるまで還付が留保されます（防衛財源確保法33①ただし書）。期限内申告を要件とするものではないことから、期限後申告であっても、上記(2)①の確定申告書を提出すれば還付を受けることができます。

なお、税務署長は、法人税の欠損金の繰戻し還付の還付請求書を提出した法人に対して、還付所得事業年度に該当する課税事業年度の法人税を還付する場合には、その課税事業年度の確定した防衛特別法人税の額のうち還付すべきこととなる金額を通知することとされています（防衛特別法人税に関する政令15）。

② 還付加算金の計算

上記(6)③にあるように、上記①の還付金にも還付加算金が付されることとなります（通法58）。

上記①による還付金の還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、上記①の還付請求書に係る還付の請求がされた日の翌日以後3月を経過した日から、上記①の還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日までの期間とされています。ただし、この期間には、防衛特別法人税確定申告書が期限後申告書である場合において、その提出された日が3月を経過した日以後であるときは、その3月を経過した日からその提出された日までの日数を算入しないこととされています（防衛財源確保法33②）。なお、上記①の還付請求書に係る還付の請求がされた日が法人税確定申告書の提出期限前である場合には、この期間の起算は、その提出期限の翌日以後3月を経過した日からとなります（法80⑪）。

- ③ 基準法人税額に加算された金額がある場合の欠損金の繰戻しによる還付金の額の計算の基礎となる確定した防衛特別法人税額の計算
- 確定した防衛特別法人税額は、上記①のとおり、還付所得事業年度である課税事業年度の防衛特別法人税の額でその還付の時ににおいて確定しているものです。

この防衛特別法人税の額に係る基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額がある場合には、防衛特別法人税の額は、その加算された金額に4%を乗じて計算した金額にその防衛特別法人税の額に係る課税標準法人税額を乗じてこれをその防衛特別法人税額に係る基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を控除した金額とされています（防衛財源確保法43⑤、防衛特別法人税に関する政令19②二）。

（注1） 特別税額加算規定とは、次の規定をいいます（防衛特別法人税に関する政令19②二）。

イ 租税特別措置法第42条の14第1項（東日本震災税特法第17条の4の2第1項

の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）及び第4項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）

ロ 租税特別措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）

ハ 租税特別措置法第62条の3第1項及び第9項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

ニ 租税特別措置法第63条第1項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

この防衛特別法人税の額に係る基準法人税額に含まれる旧賃借資産税額加算規定により加算された金額がある場合には、防衛特別法人税額は、その加算された金額に4%を乗じて計算した金額に防衛特別法人税の額に係る課税標準法人税額を乗じてこれを防衛特別法人税の額に係る基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を控除した金額とされています（防衛特別法人税に関する政令附則2二）。

（注2） 旧賃借資産税額加算規定とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号。以下「平成19年改正法」といいます。）附則第89条、第90条第6項、第91条及び第92条の規定（以下「改正法附則規定」といいます。）によりなお従前の例によることとされる場合における平成19年改正法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の6第6項、第42条の7第6項、第42条の10第6項及び第42条の11第6項の規定（以下「旧規定」といいます。）並びに改正法附則規定に類する規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧規定に類する賃借した資産を事業の用に供しなくなった場合の法人税の額への加算に関する特例を定めている規定をいいます。

(9) 更正の請求の特例

国税通則法第23条による更正の請求は、法定申告期限から5年以内に限り行うことができることとされていますが、決定を受けた事業年度等に係る税額等については、原則、更正の請求をすることができないこととされています（通法23①②）。

そこで法人税法第81条では、この国税通則法の特例として、法人税の所得金額、税額等につき修正申告書を提出することに伴い、その修正申告書に係る事業年度後の各事業年度で決定を受けた事業年度に係る法人税の額が過大となる場合又は還付金額が過少となる場合に該当することとなるときは、その法人は、修正申告書を提出した日の翌日から2月以内に限り、更正の請求をすることができることとされています。また、修正申告書の提出だけでなく、更正又は決定に伴い、これらの場合に該当することとなる事業年度においても同様とされています。

防衛特別法人税は法人税額を基礎として計算されるため、ある事業年度の法人税の課税標準や税額につき修正申告書の提出又は更正決定があった場合には、その後の事業年度の法人税に影響が及び、その結果、既に確定した防衛特別法人税が過大となり、又は還付金額が過少となることがあり得ます。

また、防衛特別法人税と同様に法人税額を基礎として計算される地方法人税の課税標準や税額につき修正申告書の提出又は更正決定があった場合にも、これがその後の事業年度の法人税に影響を及ぼし、その結果、既に確定した防衛特別法人税が過大となり、又は還付金額が過少となることも想定されます。

さらには、ある課税事業年度の防衛特別法人税の課税標準や税額につき修正申告書の提出又は更正決定があった場合にも、これがその後の事業年度の法人税に影響を及ぼし、その結果、既に確定した防衛特別法人税が過大になることも想定されるところです。そして、こうした影響を受ける防衛特別法人税が決定により確定し

ていることもあり得ます。

そこで、このような事情を考慮し、ある事業年度の法人税又は地方法人税について修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合に、その事業年度後の各課税事業年度で決定を受けた課税事業年度に係る防衛特別法人税の額が過大となり、又は還付金額が過少となるときは、その修正申告書の提出日又は更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から2月以内に限り、税務署長に対し、その過大となる防衛特別法人税額又は過少となる還付金額につき、更正の請求をすることができることとされています（防衛財源確保法34―二）。

また、ある課税事業年度の防衛特別法人税について修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合において、その後の課税事業年度の防衛特別法人税の額が過大となり、又は還付金額が過少となるときは、同様に、更正の請求をすることができることとされています（防衛財源確保法34三）。

（注） ある課税事業年度の修正申告又は更正決定が翌課税事業年度の税額等に影響する場合には、原則、その翌課税事業年度についても更正の請求をすることとなります。このため、ある課税事業年度の修正申告又は更正決定により反射的に翌課税事業年度の税額等の減少がある場合には、更正の請求が原則認められていない「決定」についてのみ、更正の請求をできるようにする特例が設けられています。

(10) 更正に関する特例

通常、国税についての更正の請求があった場合には、税務署長は、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査した上で、その更正をする、又は更正をすべき理由がない旨を請求者に通知することとされています（通法23④）が、いわゆる粉飾決算などにより、法人が法人税を過大に申告していたときは、その法人が自ら会計上も修正経理をして、その修正経理を受け入れた事業年度の法人税の申告をしない限り、

その法人から更正の請求があっても、原則、更正を保留することとされています。法人税の額を基礎としている防衛特別法人税においても、仮装経理に基づく過大申告に関しては、法人税と事情が同じであるといえますので、以下のとおり、法人税と同様に更正を直ちには行わないことができることとされています。

税務署長は、内国法人の提出した防衛特別法人税確定申告書に記載された各課税事業年度の課税標準法人税額がその課税事業年度の課税標準とされるべき課税標準法人税額を超えている場合において、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがあるときは、その課税事業年度の防衛特別法人税について、次の①及び②の要件を全て満たすこととなるまでの間は、更正をしないことができることとされています（防衛財源確保法35①）。

① その事実を仮装して経理した内国法人がその課税事業年度後の課税事業年度のいずれかにおいてその事実に係る修正の経理をすること。

② 上記①の修正の経理をした課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書を提出すること。

なお、内国法人が上記の要件を全て満たし、税務署長がその過大申告をした課税事業年度の防衛特別法人税につき更正をした場合であっても、その更正により減少する部分の金額でその仮装して経理した金額に係るもの（仮装経理防衛特別法人税額）は、原則、還付しないこととされ、その更正の日以後に終了する課税事業年度の防衛特別法人税の額から控除することとされています（防衛財源確保法39①、19①）。税務署長が、仮装経理に基づく防衛特別法人税確定申告書について更正をする場合の更正通知書には、国税通則法第28条第2項に定められている記載事項のほか、納付すべき税額につき更正により減少する部分の金額又は還付金の額に相当する税額につき更正により増加する部分の金額のうち、仮装経理防衛特別法人税額に該当する金額及び仮装経理防衛特別法人税額のうち下

記(14)②の更正の日の属する課税事業年度開始の日前1年以内に開始する各課税事業年度の確定防衛特別法人税額に応じ還付される金額を記載することとされています（防衛財源確保法35②）。

(1) 青色申告書に係る更正

① 青色申告

法人税につき青色申告をしている場合には、防衛特別法人税についても青色申告をできることとされています。具体的には、青色申告書の提出の承認を受けている場合には、特段の手續なしに、防衛特別法人税申告書について青色の申告書により提出することができることとされています（防衛財源確保法36①）。

（注） 防衛特別法人税申告書とは、防衛特別法人税中間申告書及び防衛特別法人税確定申告書並びにこれらの修正申告書をいいます。

② 青色申告の取消し

法人税法において、青色申告書の提出の承認を受けている法人について、一定の事実があった場合には、納税地の税務署長は、その事実があった事業年度まで遡ってその承認を取り消すことができることとされています（法127①）。この場合に、その事実があった事業年度開始の日以後提出した青色申告書は、青色申告書以外の申告書とみなすこととされています。そこで、法人税と連動して青色申告をすることができることとされている防衛特別法人税においては、法人税の青色申告書の提出の承認が取り消された場合には、法人税法の取扱いと同様に、防衛特別法人税の青色申告書についても、その取消しの事実があった事業年度開始の日以後青色申告書により提出した防衛特別法人税申告書（納付すべき義務が同日前に成立した防衛特別法人税に係るものを除きます。）は、青色申告書以外の申告書とみなすこととされています（防衛財源確保法36②）。

通算法人に対して法人税の青色申告書の提出の承認の取消しがされた場合は、遡及適用

することなく、取消通知日の前日（その前日が通算親法人の事業年度終了の日である場合には、その通知日）の属する事業年度以後の各事業年度は承認の効力を失うこととされ、既に提出した青色申告書を白色申告書とみなさないこととされています（法法127③）。この法人税の取扱いと同様に、防衛特別法人税についても上記の青色申告書以外の申告書とみなす規定を適用しないこととされています（防衛財源確保法36③）。

また、通算法人であった内国法人に対する青色申告の承認の取消しは、税務署長は、その承認の取消事由に該当する事業年度が通算承認の効力を失った日の前日（当該前日がその内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、その効力を失った日）の属する事業年度（以下「失効事業年度」といいます。）前の事業年度である場合には、失効事業年度まで遡って、その効力を失うこととされていること（法法127④）から、同じ事業年度については、防衛特別法人税申告書も、青色申告書以外の申告書とみなすこととされています（防衛財源確保法36④）。

③ 青色申告の効果

防衛特別法人税における青色申告の効果として、法人税法第130条第2項を準用することにより、更正の場合には、更正通知書にその理由を付記することとされています（防衛財源確保法36⑤）。

(12) 更正等による外国税額の還付

① 更正等による外国税額の還付

内国法人の提出した防衛特別法人税確定申告書に係る防衛特別法人税につき更正等があった場合において、その更正等により外国税額控除による控除をされるべき金額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付することとされています（防

衛財源確保法37①）。

（注）更正等とは、更正のほか更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含むこととされています。

このように、法人税及び地方法人税と同様、外国税額の還付金は、更正等により増加した場合には、その増加した部分の金額に相当する税額が還付され、その還付を受けるための手続を要しないこととされています。

② 還付加算金の計算

上記(6)③にあるように、上記①の還付金にも還付加算金が付されることとなります（通法58）。

上記①による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、その更正等の日の翌日以後1月を経過した日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日までの期間とされています（防衛財源確保法37②）。なお、その更正等が更正の請求に基づく更正である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、この計算期間は、その更正の請求の日の翌日以後3月を経過した日とその更正等の日の翌日以後1月を経過した日とのいずれか早い日から起算され、充当をする場合に、充当をする日より前に充当をするのに適することとなった日があるときは、その日までの期間となります。

③ 充当等

上記①による還付金を上記①の防衛特別法人税確定申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の防衛特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとしています（防衛財源確保法37③）。

また、上記①による還付金及びその還付加

算金を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合には、まず上記①の防衛特別法人税確定申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税で修正申告書の提出又は更正により納付すべきもの（その還付金が外国税額控除による控除をされるべき金額で防衛特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額に係るものである場合には、中間納付額を除きます。）があるときは、その防衛特別法人税に充当することとされています。そして、その防衛特別法人税に充当してもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納の国税及び滞納処分費に充当することとされています（防衛特別法人税に関する政令16による防衛特別法人税に関する政令11の準用）。

(13) 確定申告に係る更正等又は決定による中間納付額の還付

① 確定申告に係る決定による中間納付額の還付

防衛特別法人税中間申告書を提出した法人の防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税につき決定があった場合において、その決定に係る中間納付額で防衛特別法人税の額から中間納付額を控除した金額の計算上控除しきれなかった金額があるときは、税務署長は、その法人に対し、その控除しきれなかった金額に相当する中間納付額を還付することとされています（防衛財源確保法38①）。

このように、法人税及び地方法人税と同様、確定申告書を提出していない法人がその課税事業年度の防衛特別法人税につき決定を受けする場合であっても、その決定による中間納付額の還付金は還付され、その還付を受けるための手続を要しないこととされています。

② 確定申告に係る更正等による中間納付額の還付

防衛特別法人税中間申告書を提出した法人の防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業

年度の防衛特別法人税につき更正等があった場合において、その更正等により、その申告書に係る中間納付額で防衛特別法人税の額から中間納付額を控除した金額の計算上控除しきれなかった金額が増加したときは、税務署長は、その法人に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付することとされています（防衛財源確保法38②）。

（注） 更正等とは、更正のほか更正の請求に対する処分又は決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含むこととされています。

このように、法人税及び地方法人税と同様、中間納付額の還付金は、更正等により増加した場合には、その増加した部分の金額に相当する税額が還付され、その還付を受けるための手続を要しないこととされています。

③ 更正等又は決定により還付される中間納付額に係る延滞税の還付

税務署長は、上記①又は②の還付金の還付をする場合において、その防衛特別法人税中間申告書の中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、次のイの金額からロの金額を控除した残額を併せて還付することとされています（防衛財源確保法38③、防衛特別法人税に関する政令17①）。これは、法人税及び地方法人税と同様のものです。

イ その防衛特別法人税中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税の額の合計額（既に上記(7)②又はこの中間納付額に係る延滞税の還付により、還付されるべきこととなった延滞税の額を除きます。）

ロ その中間納付額のうち次の(イ)(ロ)の順序によりその還付の基因となる決定又は更正等に係るその課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書に記載された計算された防衛特別法人税の額に達するまで順次求めた各中間納付額につき国税に関する法律の規定により計算される延滞税の額の合計額

(注) 中間納付額からはその還付金をもって充当をされる部分の金額を除くこととされています。また、上記の計算された防衛特別法人税の額は、上記の還付金及びその還付加算金が充当をされる同じ課税事業年度の防衛特別法人税で修正申告書の提出又は更正により増加した防衛特別法人税の額がある場合には、その防衛特別法人税の額を加算した後の金額とされています。

(イ) その中間納付額のうち確定の日を異にするものについては、その確定の日の早いものを先順位とすることとされています。

(ロ) 確定の日を同じくする中間納付額のうち納付の日を異にするものについては、その納付の日の早いものを先順位とすることとされています。

④ 還付加算金の計算

上記(6)③にあるように、上記①又は②の還付金にも還付加算金が付されることとなります(通法58)。

イ 上記①又は②による還付金の還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、上記①又は②による還付をすべき中間納付額の納付の日の翌日から、その還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日までの期間とされています。ただし、この期間には、次の還付金の区分に応じた日数は、算入されません(防衛財源確保法38④)。

(イ) 上記①による還付金

防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出期限の翌日から上記①の決定の日までの日数。ただし、その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日から上記①の決定の日までの日数です。

(ロ) 上記②による還付金

防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出期限の翌日から次のいずれか早い日までの日数

i 上記②の更正等の日の翌日以後1月を経過する日。ただし、次の場合に該当する場合には、それぞれ次の日とされています。

(i) その更正等が更正の請求に基づく更正である場合……その請求の日の翌日以後3月を経過する日とその請求に基づく更正の日の翌日以後1月を経過する日とのいずれか早い日

(注) 更正には、更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含みます。

(ii) その更正等が国税通則法の決定に係る更正である場合……その決定の日

(注) 更正には、その決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び防衛特別法人税中間申告書に係る課税事業年度の課税標準法人税額の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、その事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる一定の理由に基づき行われた更正は除くこととされています。

なお、一定の理由とは、その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについて判決(同一効力の和解その他の行為を

含みます。)により、その事実がその計算の基礎としたところと異なることが確定したことなど、国税通則法及びそれ以外の国税に関する法律の規定により更正の請求の基因とされている理由でその国税の法定申告期限後に生じたものとされています(防衛特別法人税に関する政令17②、通令24④、通法23②)。

ii その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

さらに、中間納付額がその納期限前に納付された場合には、還付加算金の計算の基礎となる期間は、その納期限の翌日から起算され、充当をする場合に、充当をする日より前に充当するのに適することとなった日があるときは、その日までの期間となります。

ロ この還付加算金の額は、その防衛特別法人税中間申告書に係る中間納付額のうち、次の(イ)(ロ)の順序によりその還付金の額に達するまで順次遡って求めた各中間納付額を還付すべき中間納付額として計算することとされています(防衛特別法人税に関する政令17③)。

(注) 中間納付額からは、既に上記(7)④により還付加算金の計算の基礎とされた部分の金額及びその還付金をもって充当をされる部分の金額を除くこととされています。また、その基準となる還付金の額は、その還付金をもって充当をする同じ課税事業年度の基準法人税額に対する防衛特別法人税で修正申告書の提出又は更正により増加した防衛特別法人税の額及び未納の中間納付額がある場合には、その充当をする還付金の額を控除した後の金額

とされています。

(イ) その中間納付額のうち確定の日を異にするものについては、その確定の日の遅いものを先順位とすることとされています。

(ロ) 確定の日を同じくする中間納付額のうち納付の日を異にするものについては、その納付の日の遅いものを先順位とすることとされています。

なお、上記③による還付金については、還付加算金を付さないこととされています(防衛財源確保法38⑥)。

⑤ 充当等

上記①又は②による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税事業年度の防衛特別法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうち充当する金額については還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の防衛特別法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとされています(防衛財源確保法38⑤)。これは、上記(7)⑤と同趣旨のものです。

また、上記①から③までによる還付金及びその還付加算金を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合には、まずその課税事業年度の防衛特別法人税で修正申告書の提出又は更正により納付すべきものがあるときは、その防衛特別法人税に充当することとされています。そして、その防衛特別法人税に充当してもなお還付すべき金額がある場合において、その中間納付額で未納のものがあるときは、その未納の中間納付額に充当することとされています。さらに、これらの充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納の国税及び滞納処分費に充当することとされています(防衛特別法人税に関する政令17④において準用する同令13①②)。

(14) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の還付の特例

法人税においては、内国法人が修正経理を受け入れ、税務署長がその過大申告をした事業年度の所得に対する法人税につき更正をした場合であっても、その更正により減少する部分の金額でその仮装して経理した金額に係るものは、原則、還付しないこととされ、その更正の日以後に終了する事業年度以後5年間の各事業年度の法人税の額から順次控除することとされています（法法135①、70）。

こうした制度は、仮装経理による過大申告が行われた場合には、その後に仮装経理であったことを理由とする更正に対し不利に扱うもので、その基本的な考え方は、その仮装経理をした事業年度における過大申告分についてはそのままとして、その過大な所得はその後の確定した決算において修正経理したところに基づいて更正が行われた事業年度の損失とみなすというものです。その上で、あたかもその更正をした事業年度に発生した欠損金額のように、1年の繰戻還付と5年繰越控除を行うこととされたものです。

防衛特別法人税は、法人税の額を基礎としていることから、法人税が過大であるときは、通常は、同様の原因により防衛特別法人税も過大ということになります。そこで、防衛特別法人税においても、こうした法人税の制度と整合的な制度を設けることとされ、仮装経理に基づく過大な所得に基因する防衛特別法人税の額を、原則、直ちに還付しないこととした上、その後税額控除で控除しきれなかった金額（残額）の還付の方法などについて定められています。

① 還付の停止

内国法人が提出した防衛特別法人税確定申告書に記載された課税標準法人税額がその課税事業年度の課税標準とされるべき法人税額を超え、かつ、その超える額のうち事実を仮装して経理した金額がある場合（すなわち、仮装経理に基づく過大申告をした場合）に

いて、税務署長がその課税事業年度の防衛特別法人税につき更正をしたときは、その課税事業年度の防衛特別法人税として納付された金額でその内国法人が提出した防衛特別法人税確定申告書に上記8(2)①イ(ロ)の金額として記載されたもののうち、その更正により減少する部分の金額でその仮装して経理した金額に係るもの（以下「仮装経理防衛特別法人税額」といいます。）は、次の②から④までの場合の還付金を除き、還付しないこととされています（防衛財源確保法39①、防衛特別法人税に関する政令18①）。

このように、仮装経理に基づく過大申告に係る防衛特別法人税について更正をした場合は、原則、還付を停止することとされていますが、その内国法人について、その更正の日の前日までに、下記③イからニまでの事実又は下記④の事実（ここでは「還付対象事実」といいます。）が生じた場合には、この還付停止の対象となる更正の事実から除くこととされています。すなわち、その過大申告をした課税事業年度終了の日からその更正の日の前日までの間に還付対象事実が生じた場合又はその内国法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人につきその適格合併の日からその更正の日の前日までの間に還付対象事実が生じた場合には、法人税と同様の趣旨から直ちに還付すべきであることから、還付の停止をする対象に含めないこととされています。

② その内国法人のその更正の日の属する課税事業年度開始の日前1年以内に開始する各課税事業年度の確定防衛特別法人税額がある場合の還付

税務署長は、内国法人の更正の日の属する課税事業年度開始の日前1年以内に開始する各課税事業年度の確定防衛特別法人税額がある場合には、その内国法人に対し、その更正に係る仮装経理防衛特別法人税額のうちその確定防衛特別法人税額に達するまでの金額を還付することとされています（防衛財源確保

法39②)。すなわち、更正の日の属する課税事業年度の前課税事業年度等に確定した防衛特別法人税の額がある場合には、欠損金の繰戻し還付制度のように、その防衛特別法人税の額を限度に、還付を受けることができるというものです。

確定防衛特別法人税額とは、内国法人の更正の日の属する課税事業年度開始の日前1年以内に開始する各課税事業年度の防衛特別法人税の額（附帯税の額を除きます。）でその更正の日の前日において確定しているものをいい、既にこの②により還付をすべき金額の計算の基礎となったものを除くこととされています。したがって、防衛特別法人税の還付をする時点において、その更正の日の前日において1年以内に開始する課税事業年度における防衛特別法人税の額が確定していない場合やその額がない場合には、還付される仮装経理防衛特別法人税額がないこととなります。

また、過大申告をした内国法人が、上記の更正の日の前日までに適格合併により解散をした場合には、その適格合併に係る合併法人がこの還付の対象となり、その合併法人の更正の日の属する課税事業年度開始の日前1年以内に開始する各課税事業年度が還付の対象となる課税事業年度となります。

なお、この②により還付された金額を控除した後の仮装経理防衛特別法人税額の残額を、上記7(6)により、防衛特別法人税の額から控除することとなります。

ところで、防衛特別法人税の額に係る基準法人税額に含まれる特別税額加算規定又は旧賃借資産税額加算規定により加算された金額がある場合には、防衛特別法人税の額は、その加算された金額に4%を乗じて計算した金額にその防衛特別法人税の額に係る課税標準法人税額を乗じてこれをその防衛特別法人税の額に係る基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を控除した金額とされています（防衛財源確保法43⑤、防衛特別法人税

に関する政令19②三、附則2三）。

（注1） 特別税額加算規定とは、次の規定をいいます（防衛特別法人税に関する政令19②一）。

- (イ) 租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ及び第7号（同条第18項において準用する場合を含みます。）（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）
- (ロ) 租税特別措置法第42条の14第1項（東日本震災税法第17条の4の2第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）及び第4項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）
- (ハ) 租税特別措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）
- (ニ) 租税特別措置法第62条の3第1項及び第9項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）
- (ホ) 租税特別措置法第63条第1項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

（注2） 旧賃借資産税額加算規定とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第6号。以下「平成19年改正法」といいます。）附則第89条、第90条第6項、第91条及び第92条の規定（以下「改正法附則規定」といいます。）によりなお従前の例によることとされる場合における平成19年改正法第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の6第6項、第42条の7第6項、第42条の10第6項及び第42条の11第6項の規定（以下「旧規定」といいます。）並びに改正法附則規定に類する規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧規定に類する賃借した資産を事業の用に供しなくなった場合の法人税の額への加算に関する特例を定めている規定をいいます。

③ 適用法人について、更正の日の属する課税

事業年度開始の日から5年を経過する日の属する課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出期限が到来した場合の還付

税務署長は、適用法人について、更正の日の属する課税事業年度開始の日から5年を経過する日の属する課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出期限が到来した場合には、その適用法人に対し、その更正に係る仮装経理防衛特別法人税額（上記②若しくはこの③により還付すべきこととなった金額及び上記7(6)により控除された金額を除きます。）を還付することとされています（防衛財源確保法39③）。適用法人とは、上記①により、仮装経理防衛特別法人税額を還付しないこととされた内国法人をいい、その内国法人が適格合併により解散をした場合には、その適格合併に係る合併法人とされています。

すなわち、仮装経理防衛特別法人税額について、各課税事業年度の防衛特別法人税額から控除していた法人が、5年間控除しても控除しきれなかった場合において、その控除しきれなかった残額の還付を受けることができるというものです。

（注1） 防衛特別法人税確定申告書の提出期限は、その減額更正が、適格合併に係る被合併法人の課税事業年度の防衛特別法人税についてその適格合併の日前にされたものである場合には、その被合併法人のその更正の日の属する課税事業年度開始の日から5年を経過する日の属する合併法人の課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出期限となります。

（注2） 申告書の提出期限までにその提出期限に係る申告書の提出がなかった場合には、その申告書に係る期限後申告書の提出又はその申告書に係る課税事業年度の防衛特別法人税についての決定があったときに、還付されることとなります。

なお、その更正の日からその5年を経過する日の属する課税事業年度終了の日までの間

に、適用法人について、次のイからニまでの事実が生じたときは、それぞれの事実の日の属する課税事業年度の防衛特別法人税確定申告書の提出期限が到来した時点で、還付されることとなります。

イ 残余財産が確定したこと……その確定の日

ロ 適格合併以外の合併による解散をしたこと……その合併の日の前日

ハ 破産手続開始の決定による解散をしたこと……その破産手続開始の決定の日

ニ 普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなったこと……その該当することとなった日の前日

④ 適用法人につき、更生手続開始の決定があったこと、再生手続開始の決定があったことその他これらに準ずる事実が生じた場合の還付

適用法人は、更生手続開始の決定があったこと、再生手続開始の決定があったことその他これらに準ずる事実が生じた日以後1年以内に、納税地の所轄税務署長に対し、その仮装経理防衛特別法人税額（上記②、③若しくはこの④により還付すべきこととなった金額及び上記7(6)により控除された金額を除きます。）の還付を請求し、その還付を受けることができることとされています（防衛財源確保法39④）。この還付の請求をしようとする適用法人は、その還付を受けようとする仮装経理防衛特別法人税額、その計算の基礎その他の事項を記載した還付請求書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（防衛財源確保法39⑥）。

（注1） 更生手続開始の決定があったこと等に準ずる事実とは、次の事実とされています（防衛特別法人税に関する政令18②、防衛特別法人税に関する省令6①）。

イ 特別清算開始の決定があったこと

ロ 法人税法施行令第24条の2第1項の再生計画認可の決定があったことに準

ずる私的整理の事実

ハ 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、①債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの、②行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議による①に準ずる内容の契約の締結、があったこと

(注2) その他の事項は、次の事項とさせていただきます（防衛特別法人税に関する省令6②）。

イ その請求をする適用法人の名称、納税地及び法人番号

ロ 代表者の氏名（人格のない社団等で、代表者の定めがなく管理人の定めがあるものにあつては、代表者の氏名は管理人の氏名）

ハ 上記の事実の生じた日及びその事実の詳細

ニ その他参考となるべき事項

税務署長は、この還付請求書の提出があった場合には、その請求に係る事実その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした適用法人に対し、仮装経理防衛特別法人税額を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知することとされています（防衛財源確保法39⑦）。

すなわち、仮装経理防衛特別法人税額について、各課税事業年度の防衛特別法人税額から控除していた適用法人に一定の事実が生じた場合には、その法人は、請求に応じて、仮装経理防衛特別法人税額の還付を受けることができますというものです。

⑤ 反射的更正があった場合

内国法人について反射的更正があった場合において、その反射的更正により減少する部分の課税標準法人税額のうちに原更正に係る課税事業年度においてその事実を仮装して経理した金額に係るものがあるときは、その金額は、その反射的更正に係る課税事業年度に

おいてその内国法人が仮装して経理したところに基づく金額とみなして、上記①から④までを適用することとされています（防衛財源確保法39⑤）。

(注) 反射的更正とは、内国法人の各課税事業年度の課税標準法人税額を減少させる更正で原更正に伴うものをいいます。また、原更正とは、その内国法人のその各課税事業年度開始の日前に終了した課税事業年度の防衛特別法人税についてされた更正をいい、その内国法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人のその適格合併の日前に終了した課税事業年度の防衛特別法人税についてされた更正を含むものとされています。

これは、前期以前の仮装経理による過大申告を更正することに伴う課税事業年度の更正についても同様に取り扱うものです。すなわち、反射的更正の対象となる課税事業年度（当年度）では仮装経理を行っていないが、それ以前の課税事業年度について仮装経理による過大申告を行っていたため、その影響により、結果として当年度の税額が減額される場合には、当年度に仮装経理がなくとも仮装経理をしたことを基因として還付をすることとなることから、仮装経理によるものと同様に扱うためです。

また、その内国法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人において仮装経理による過大申告があった場合についても、合併法人の当年度において事実を仮装して経理したところに基づく金額とみなして、合併法人の還付すべき額について、原則、還付しないこととされています。これは、適格合併の場合に、繰越欠損金額が合併法人に引き継がれることで、被合併法人の仮装経理に対する減額更正が結果的に合併法人についても減額更正を行うこととなる場合などに対応しているものです。

⑥ 還付加算金の計算

上記(6)③にあるように、上記②から④まで

の還付金にも還付加算金が付されることとなります（通法58）。

還付金の還付加算金を計算する場合におけるその計算の基礎となる期間は、次の還付金の区分に応じた起算日から、その還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日までの期間とされています（防衛財源確保法39⑧）。

イ 上記②の還付金……上記①の更正の日の翌日以後1月を経過した日の翌日

ロ 上記③の還付金……上記③の申告書の提出期限、期限後申告書の提出の日又は決定の日のいずれかの翌日

ハ 上記④の還付金……上記④の還付の請求がされた日の翌日以後3月を経過した日

なお、充当をする場合に、充当をする日より前に充当をするのに適することとなった日があるときは、その日までの期間となります。

9 その他

(1) 連帯納付の責任

① 通算法人の連帯納付責任

法人税法においては、通算法人は、他の通算法人の各事業年度の所得に対する法人税について、連帯納付の責めに任ずることとされています（法法152①）。これは、グループ通算制度が、各法人を納税単位として各法人が個別に課税所得金額及び法人税額を計算して申告することとした上で、グループ内において損益通算及び欠損金の通算等の調整を行うこととする制度であり、通算法人は、グループ内で損益通算という恩典を受ける権利に対する義務として、他の通算法人の各事業年度の所得に対する法人税でその通算法人と他の通算法人との間に通算完全支配関係がある期間内に納税義務が成立したもののについて、連帯納付の責めに任ずることとし、納税義務の履行の担保を図るためのものです。

防衛特別法人税は、所得に対する法人税の額を基礎に計算されるため、通算法人の場合

には損益通算及び欠損金の通算等の調整後の法人税の額に対して課税が行われることとなります。したがって、連帯納付の責任についても、法人税と同様のものとされています（防衛財源確保法41①）。なお、連帯納付の責任が及ぶ範囲が、他の通算法人の各課税事業年度の防衛特別法人税でその通算法人と他の通算法人との間に通算完全支配関係がある期間内に納税義務が成立したものであることが明らかにされています。

この場合に、上記の通算法人の連帯納付の責任に係る防衛特別法人税の徴収は、その徴収に係る処分の際におけるその防衛特別法人税の納税地又はその通算法人の防衛特別法人税の納税地の所轄税務署長が行うこととされています（防衛財源確保法41①、法法152②、通法43①）。

② 法人課税信託に係る受託法人の連帯納付の責任

法人税法においては、受託者が2以上ある法人課税信託に係る受託法人は、その法人課税信託に係る法人税について連帯納付の責めに任ずることとされています（法法152③）。これは、受託者が2以上ある法人課税信託に係る受託法人に対する法人税が、主宰受託者を納税義務者とするものである一方、その法人課税信託の信託財産単位で計算されたものであるため、その法人税の引当財産は全信託財産とすべきであり、その信託財産を有する各受託者に連帯納付の責任を課したものです。

防衛特別法人税は、法人課税信託の場合においても法人税の額を基礎として計算されるため、結果的に、主宰受託者を納税義務者として信託財産単位で計算されたことから、この連帯納付の責任についても、法人税と同様のものとされています（防衛財源確保法41②）。

この場合に、上記の主宰受託者以外の受託者（以下「連帯受託者」といいます。）の連帯納付の責任に係る防衛特別法人税の徴収は、

その防衛特別法人税の納税地又はその連帯受託者がその法人課税信託の主宰受託者たる納税義務者であったとした場合におけるその防衛特別法人税の納税地の所轄税務署長が行うこととされています（防衛財源確保法41②、税法152④、通法43①）。

(2) 質問検査権等

防衛特別法人税については、法人税及び地方法人税と同様に、当該職員による質問検査権を認めています。すなわち、国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、防衛特別法人税に関する調査について必要があるときは、次の者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又はその物件の提示若しくは提出を求めることができます（防衛財源確保法42①、通法74の2①二）。

① 法人

なお、法人課税信託の引受けを行う個人（受託者である個人）を含みます。

② ①の者に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者

また、分割法人は上記②の物品の譲渡をする義務があると認められる者に、分割承継法人は上記②の物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に、それぞれ含まれるものとしています（防衛財源確保法42①、通法74の2②）。

このほか、質問検査権の対象範囲（通法74の2④）、質問検査権は犯罪捜査のために認められたものと解してはならないこと（通法74の8）及び納税義務者に対する調査の事前通知等（通法74の9～74の11）並びに上記の防衛特別法人税に関する質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合の身分証明書の携帯及び提示（通法74の13）についても、法人税及び地方法人税と同様となります（防衛財源確保法42①②）。

(3) 罰則

法人税法における罰則と同じ内容の罰則を定めています（防衛財源確保法44～48）。各条の概要は、次のとおりです。

条 項	項 目	概 要
第44条第1項及び第2項	ほ脱犯、不正受還付犯	10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科（ほ脱額又は不正受還付額が1,000万円を超える場合には、情状によりほ脱額又は不正受還付額以下とすることができます。）
第44条第3項及び第4項	無申告ほ脱犯	5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科（ほ脱額が500万円を超える場合には、情状によりほ脱額以下とすることができます。）
第45条	申告書不提出犯	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（情状により刑を免除することができます。）
第46条	中間申告書虚偽記載犯	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
第47条	検査忌避等	次のいずれかに該当する場合には、その行為者に1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 ① 当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。 ② 当該職員による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載等をした帳簿書類等を提示し、若しくは提出したとき。
第48条（第1項） （第2項）	両罰規定等	① ほ脱犯、不正受還付犯、無申告ほ脱犯、申告書不提出犯又は中間申告書虚偽記載犯については、その行為者を罰するほか、法人に対してそれぞれの罰金刑を科するというものです。 ② ほ脱犯、不正受還付犯又は無申告ほ脱犯について上

(第3項)	記①により科する罰金刑の公訴時効の期間を行為者の公訴時効の期間に合わせるというものです。 ③ 人格のない社団等について上記①を適用する場合には、刑事訴訟法に被告人又は被疑者が人格のない社団等であるときの定めがないので、これを法人と同様に扱うことを定めたものです。
-------	---

10 防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等

防衛特別法人税に係る法人税法その他の法令の規定の適用については、次のように定められていますが、法人税及び地方法人税と同様に扱うとの考え方に基づき措置されています（防衛財源確保法43、防衛特別法人税に関する政令19）。すなわち、次の法令について、それぞれ所要の条項を読み替える等により適用することとされていますが、それぞれの趣旨は次のとおりです。

(1) 法人税関係の規定の読替え

条 項	項 目	説 明
法人税法26①三	還付金等の益金不算入	外国税額の還付又は更正等による外国税額の還付による還付金について、法人税の外国税額の還付等による還付金と同様に、益金不算入とするものです。
同26①四		欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の防衛特別法人税の還付金について、法人税の欠損金の繰戻しによる還付金と同様に、益金不算入とするものです。
同26④(38③)		通算法人のみに適用される規定を適用することにより減少する防衛特別法人税の額に相当する金額として通算法人と他の通算法人との間で授受される金額（以下「防衛特別法人税通算税効果額」といいます。）を他の内国法人から

		受け取る場合には、その受取額を、通算税効果額として、益金不算入とするものです。 (注1) 通算税効果額とは、損益通算（法法64の5①）又は欠損金の通算（法法64の7）の規定その他通算法人のみに適用することにより減少する法人税及び地方法人税の額（利子税の額を除きます。）に相当する金額として通算法人と他の通算法人との間で授受される金額をいいます。 (注2) 防衛特別法人税通算税効果額を他の内国法人に支払う場合には、その支払額は、法人税法第38条第3項の規定により損金不算入となります。防衛財源確保法第43条第1項には法人税法第38条第3項の規定の読替え規定はありませんが、同法第26条第4項の読替えの結果、同法第38条第3項に規定されている「法人税法第26条第4項に規定する通算税効果額」には、防衛特別法人税通算税効果額が含まれることとなるためです。
同38①	法人税額等の損金不算入	法人税と同様に、防衛特別法人税の額について、次の防衛特別法人税の額を除き損金不算入とするものです。 イ 修正申告等により納付することとなる欠損金の繰戻しによる防衛特別法人税の還付金に係る還付加算金の額に相当する防衛特別法人税 ロ 申告期限の延長の特例の適用を受けた場合に納付することとなる利子税
同67③	特定同族会社の特別税率	留保金課税の規定を適用しないで計算した防衛特別法人税の額を、法人税の額と同様に、留保所得に含めないこととし、益金不算入とされた防衛特別法人税の還付額を、益金不算入とされた法人税の還

		付額と同様に、留保所得に含まれる還付金等の益金不算入額から除くこととするものです。	施行令 9 一ホ	金額	第38条第1項により損金不算入とされた防衛特別法人税の還付額を、同項の規定により損金不算入とされた法人税の還付額と同様に、利益積立金額に加算される還付税金の額から除くものです。
同69②	外国税額の控除	当期の控除対象外国法人税の額が当期の法人税の控除限度額、地方法人税の控除限度額及び地方税の控除限度額の合計額を超える場合に、前3年以内の控除余裕枠を使って法人税から控除することが認められていますが、その合計額に当期の防衛特別法人税の控除限度額を加えるというものです。	同 9 一カ		法人税と同様に、次の金額を利益積立金額の計算上、減算するものです。 イ 防衛特別法人税（修正申告等により納付することとなる欠損金の繰戻しによる防衛特別法人税の還付金に係る還付加算金の額に相当する防衛特別法人税及び附帯税を除きます。）として納付することとなる金額 ロ 防衛特別法人税通算税効果額を支払うこととなる場合のその支払うこととなる金額 (注) 法人税法施行令第9条第1号カに規定する「通算税効果額」には、防衛特別法人税通算税効果額が含まれることから、上記ロの金額を、通算税効果額を支払うこととなる場合のその支払うこととなる金額と同様に、利益積立金額の計算上減算することとなります。
同81	更正の請求の特例	防衛特別法人税の課税標準又は税額について修正申告又は更正若しくは決定があった場合において、これに伴い、既に決定により確定したその後の事業年度の法人税の課税標準又は税額が減少することとなるときも、更正の請求の特例の対象とするものです。			
同 142 の 2 ①四	還付金等の益金不算入	欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の防衛特別法人税の還付金について、法人税の欠損金の繰戻しによる還付金と同様に、益金不算入とするものです。			
同 144 の 2 ②	外国法人に係る外国税額の控除	当期の控除対象外国法人税の額が当期の法人税の控除限度額、地方法人税の控除限度額及び地方税の控除限度額の合計額を超える場合に、前3年以内の控除余裕枠を使って法人税から控除することが認められていますが、その合計額に当期の防衛特別法人税の控除限度額を加えるというものです。		同123②	合併及び分割による資産等の時価による譲渡等（合併等により移転をする資産及び負債）
同145	更正の請求の特例	防衛特別法人税の課税標準又は税額について修正申告又は更正若しくは決定があった場合において、これに伴い、既に決定により確定したその後の事業年度の法人税の課税標準又は税額が減少することとなるときも、更正の請求の特例の対象とするものです。		同 144 ⑥ 各号、⑦	外国税額の控除（繰越控除限度額）
法人税法	利益積立	上記の読替え後の法人税法	同145④	外国税額の控除	前3年以内の控除余裕額の繰越額又は前3年以内の控除

	(繰越控除対象外国法人税額)	限度超過額の繰越額(繰越控除対象外国法人税額)を用いて外国税額控除を行う際に、地方税の外国税額控除が行われている場合でないものとみなされる控除限度超過額及び地方税の控除余裕額の計算上、国税の控除限度額に防衛特別法人税の控除限度額を含めるものです。
同146③	外国税額の控除(適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等)	適格合併が行われた場合において繰越控除対象外国法人税額を控除するときの合併法人の前3年以内の控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算上考慮される外国税額控除の規定に、防衛特別法人税における外国税額控除の規定を含めるものです。
同 146 ⑥ 二口		適格分割等が行われた場合において繰越控除対象外国法人税額を控除するときの分割承継法人等の前3年以内の控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算上考慮される外国税額控除の規定に、防衛特別法人税における外国税額控除の規定を含めるものです。
同 195 の 2	外国法人に係る外国税額の控除(地方法人税控除限度額)	外国税額控除における防衛特別法人税控除限度額は、防衛特別法人税に関する政令第3条第3項の規定により計算した金額(防衛特別法人税控除限度額)とするものです。
同 197 ⑤ 各号、⑥	外国法人に係る外国税額の控除(繰越控除限度額)	前3年以内の控除余裕額の繰越額を用いて外国税額控除を行う場合の地方税の控除余裕額及び控除限度超過額の計算上、国税の控除限度額に防衛特別法人税の控除限度額を含めるものです。
同200	外国法人に係る外国税額の控除(適格合併等が行われた場合の繰越控除	適格合併が行われた場合において繰越控除対象外国法人税額を控除するときの合併法人の前3年以内の控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算上考慮される外国税額控除の規定に、防衛特別法人税における外国税額控除の

限度額等)	規定を含めるものです。 適格分割等が行われた場合において繰越控除対象外国法人税額を控除するときの分割承継法人等の前3年以内の控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算上考慮される外国税額控除の規定に、防衛特別法人税における外国税額控除の規定を含めるものです。
-------	---

(2) 地方法人税関係の規定の読替え

条 項	項 目	説 明
地方法人税法24	更正の請求の特例	防衛特別法人税の課税標準又は税額について修正申告又は更正若しくは決定があった場合において、これに伴い、既に決定により確定したその後の課税事業年度の地方法人税の課税標準又は税額が減少することとなるときも、更正の請求の特例の対象とするものです。

(3) 租税特別措置法関係の適用関係

① 租税特別措置法関係の規定の読替え

条 項	項 目	説 明
租税特別措置法66の7④一	控除対象所得税額等相当額の控除	法人税及び地方法人税における控除対象所得税額等相当額の控除(措法66の7④⑩、66の9の3③⑨)の対象となる控除対象所得税額等相当額の計算の基礎となる所得税等の額に、防衛特別法人税の額を含めるものです。
同66の11の3④	認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例	認定を取り消された場合の取戻し課税において月数按分を行わないこととする規定について、防衛特別法人税の課税標準である課税標準法人税額から除くこととされている基礎控除額(年500万円)についても、その取戻し課税における月数按分を行わないこととするものです。
同93①二	利子税の割合の特	法人税確定申告書の提出期限を延長した場合と同様に、

	例	防衛特別法人税申告書の提出期限を延長した場合にも利子税の割合の特例を適用するものです。
--	---	---

② 移転価格税制の適用に係る更正の請求期間等の特例等

イ 更正の請求期間等の特例

移転価格税制については、取引の内容、取引条件の分析や国外の関係会社からの情報収集など、その税務調査に長期間を要すること等から、法人税及び地方法人税の更正の請求期間及び更正決定等の期間制限について、「5年」を「7年」とする特例（措法66の4②⑥⑦）が設けられていますが、防衛特別法人税は法人税を課税標準とするものであることから、移転価格税制の適用に係る法人税の増減に伴う防衛特別法人税の増減についても、法人税及び地方法人税と同様にその更正の請求期間及び更正決定等の期間制限を「7年」とする特例が設けられています（防衛財源確保法43⑦⑧）。

また、更正の請求期限前6月以内にされた更正の請求に係る更正又はこれに伴う加算税の賦課決定については、更正期限にかかわらず、その更正の請求の日から6月を経過する日まで行うことができる（最大5年6ヶ月）こととされています（通法70③）が、移転価格税制においては、本措置についても最大7年6ヶ月とする特例（措法66の4②⑦）等が設けられていますので、防衛特別法人税についても、法人税及び地方法人税と同様に更正期限等の延長の特例等が設けられています（防衛財源確保法43⑧）。

ロ 国税の徴収権の消滅時効の特例

前述のとおり、移転価格税制においては、更正の請求期間等について7年又は7年6ヶ月に延長する特例が設けられていることから、国税の徴収権の消滅時効も7年に延長する特例（措法66の4②⑧⑨）及び移転価

格税制に係る更正の請求期間の終了間際になされた更正の請求に係る更正等についての国税の徴収権の消滅時効の起算日の特例（措法66の4③⑩）が設けられていますが、防衛特別法人税についても、法人税及び地方法人税と同様の特例が設けられています（防衛財源確保法43⑨⑩）。

ハ 相互協議の合意があった場合の延滞税の免除及び相互協議期間の納税の猶予

移転価格課税が行われた場合に、一定の要件を満たすときは、相互協議により合意した期間について、移転価格課税によって納付する法人税に係る延滞税及び地方法人税に係る延滞税を免除することができる（措法66の4③⑪）こととされており、この移転価格課税に係る法人税の異動に伴って防衛特別法人税に異動が生じる場合におけるその防衛特別法人税に係る延滞税についても、法人税に係る延滞税及び地方法人税に係る延滞税と同様の取扱いができるようにするため、租税特別措置法第66条の4第31項を準用することとされています（防衛財源確保法43⑪）。

また、移転価格税制においては、その特質にかんがみ、二国間の協議で合意が得られるまでの間、二重課税に伴う負担を軽減するため、相互協議期間中は相互協議の対象となる法人税及び地方法人税並びにこれらに係る加算税についての納税を猶予することができることとされています（措法66の4の2）が、納税が猶予されている法人税に係る防衛特別法人税についても同様に納税を猶予することができるよう、関係条項を準用するとともに、所要の読替えをすることとされています（防衛財源確保法43⑫、防衛特別法人税に関する政令19③）。

（注） 外国法人の内部取引に係る課税の特例等の適用に係る更正の請求期間等の特例等（措法66の4の3⑭、67の18⑬）についても、上記と同様の特例等が措置されています（防

衛財源確保法43⑭⑮、防衛特別法人税に関する政令19④⑤)。

③ 特許権等の譲渡等による所得の課税の特例に係る更正の請求期間等の特例等

特許権等の譲渡等による所得の課税の特例(措法59の3)においては、特例の適用を受ける法人が、関連者との間で特許権譲受等取引を行った場合に、その特許権譲受等取引につき、その法人が関連者に支払う対価の額が独立企業間価格に満たないときは、その法人のその事業年度以後の各事業年度における「特許権等の譲渡等による所得の課税の特例」の適用については、その特許権譲受等取引は、独立企業間価格で行われたものとみなすこととされています(措法59の3④⑭)。この特例の適用に係る更正の請求期間等の特例等についても上記②イ及びロと同様の特例が設けられています。具体的には、次のとおりです。

イ 更正の請求期間等の特例

法人がその法人に係る関連者との特許権譲受等取引を独立企業間価格と異なる対価の額で行った事実に基づいてする法人税及び地方法人税の更正の請求期間及び更正決定等の期間制限について、「5年」を「7年」とする特例(措法59の3⑭において準用する措法66の4②⑥⑦)が設けられていますが、防衛特別法人税は法人税を課税標準とするものであることから、法人税の増減に伴う防衛特別法人税の増減についても、法人税及び地方法人税と同様にその更正の請求期間及び更正決定等の期間制限を「7年」とすることとされています(防衛財源確保法43⑬において準用する同条⑦)。

また、更正の請求期限前6月以内にされた更正の請求に係る更正又はこれに伴う加算税の賦課決定については、更正期限にかかわらず、その更正の請求の日から6月を経過する日まで行うことができる(最大5年6ヶ月)こととされています(通法70

③)が、特許権等の譲渡等による所得の課税の特例においては、本措置についても最大7年6ヶ月とする特例(措法59の3⑭において準用する措法66の4②⑦)等が設けられていますので、防衛特別法人税についても、同様の特例が設けられています(防衛財源確保法43⑬において準用する同条⑧)。

ロ 国税の徴収権の消滅時効の特例

前述のとおり、更正の請求期間等について7年又は7年6ヶ月に延長する特例が設けられていることから、国税の徴収権の消滅時効も7年に延長する特例(措法59の3⑭において準用する措法66の4②⑧⑨)及び更正の請求期間の終了間際になされた更正の請求に係る更正等についての国税の徴収権の消滅時効の起算日の特例(措法59の3⑭において準用する措法66の4⑩)が設けられていますが、防衛特別法人税についても、法人税及び地方法人税と同様の特例が設けられています(防衛財源確保法43⑬において準用する同条⑨⑩)。

(4) 国税通則法の適用関係

① 国税通則法関係の規定の読替え

条 項	項 目	説 明
国税通則法15②三	納税義務の成立	法人税と同様に、事業年度終了の時とするものです。
同19④二ハ	修正申告	法人税と同様に、欠損金の繰戻しによる還付金額に係る還付加算金がある場合には、還付加算金のうち減少することとなる還付金の額に対応する部分の金額を修正申告書の記載事項とするものです。
同21②	納税申告書の提出先	法人税と同様に、事業年度開始の時以後に納税地の異動があった場合には、旧納税地の所轄税務署長に所要の権限を与えるものです。
同30②	更正決定の所轄庁	
同33②	賦課決定の所轄庁	
同43②	国税の徴	

	収の所轄 庁	
同65③二	過少申告 加算税	修正申告又は更正により納付すべき税額が期限内申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超えるときは、その超える額については15%（それ以外の部分は10%）の過少申告加算税が課されます。この場合の防衛特別法人税に係る期限内申告税額を、法人税と同様に、期限内申告に基づく防衛特別法人税の額に防衛特別法人税の中間納付額及び外国税額の控除額を加算し、還付金の額に相当する税額を控除した金額とするものです。
同85①	納税地異動の場合における再調査の請求先等	法人税と同様に、税務署長等の処分後に納税地の異動があった場合には、異動後の納税地の所轄税務署長に再調査の請求をすべきこととするものです。
同86①	再調査の請求事件の決定機関の特例	法人税と同様に、再調査の請求後に納税地の異動があった場合には、再調査の請求がされた税務署長等は異動後の納税地の所轄税務署長等に事件を移送することができることとするものです。
国税通則法施行令56	納税義務の成立時期の特例	防衛特別法人税中間申告書の提出がなかった場合の納税義務の成立の時期について、法人税と同様に、課税事業年度開始の日から6月を経過する時とするものです。
同13②、14②	納税の猶予の特例となる国税	法人税と同様に、防衛特別法人税中間申告書等の提出等により納付すべき防衛特別法人税を災害があった場合等の納税の猶予の対象とするものです。
国税通則法施行規則12①ただし書	審査請求に係る書類の提出先	法人税と同様に、防衛特別法人税に係る審査請求に関し提出する書類は、その審査請求に係る処分が税務署長又は国税局長の処分である場合には、審査請求をする際における防衛特別法人税の納税地を管轄する支部の首席国税審判官に提出するものとするもの

です。

(注) 審査請求に関し提出する書類は、原則として原処分庁の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官に提出することとされていますが、審査請求に係る処分が所得税、法人税、相続税等に係る税務署長又は国税局長の処分である場合には、審査請求をする際における当該国税の納税地を管轄する支部の首席国税審判官に提出するものとされています。

② 更正決定等の期間制限の特例等

- イ 国税通則法第71条第1項第1号の規定は、裁決等による原処分の異動又は更正の請求に基づく更正に伴って課税標準等又は税額等に異動を生じた国税についての更正決定等ができる期間をその裁決等又は更正があった日から6月間とする特例を定めていますが、この特例の適用は、裁決等に係る国税と同一税目の国税に限られます。防衛特別法人税と法人税とは密接に関連するものであることから、両税を同一税目の国税とみなし、同条を適用することとされています（防衛財源確保法43②一）。
- ロ 同一税目の課税標準等又は税額等について複数の更正決定等がされた場合は、
- (イ) 一の更正決定等について審査請求がされている場合において、他の更正決定等に対する再調査の請求がされたときは、再調査の請求書等を国税不服審判所長に送付し、その旨を再調査の請求人に通知する（通法90①）、
- (ロ) 一の更正決定等について再調査の請求がされている場合において、他の更正決定等について審査請求がされたときは、再調査の請求書等を国税不服審判所長に送付し、その旨を再調査の請求人に通知する（通法90②）、
- (ハ) 一の処分についてのみ不服申立てがさ

れたときは、他の処分についても併せて審理することができる（通法104②）、

- (二) 一の処分について不服申立て前置解除の要件を充足しているときは、他の処分については、不服申立てを経ることなく訴訟提起を認める（通法115①二）

こととされていますが、法人税と防衛特別法人税とは密接に関連するものであることから、納税義務者及び事業年度が同一である両税の更正決定等は、同一の課税標準等又は税額等に対してされた更正決定等として、これらの規定を適用することとされています（防衛財源確保法43②二）。また、防衛特別法人税と同様に法人税額を基礎として算出される地方法人税も、防衛特別法人税と密接に関連するものであることから、納税義務者及び課税事業年度が同一である両税の更正決定等についても同様とされています。

- ハ 国税通則法第70条第3項の規定により、更正の請求期限前6月以内にされた更正の請求に係る更正又はこれに伴う加算税の賦課決定については、更正期限にかかわらず、その更正の請求の日から6月を経過する日まで行うことができることとされています。法人税と防衛特別法人税とは密接に関連するものであることから、一方の税目について更正の請求が行われた場合には、その税目だけでなく他方の税目についてもその更正の請求の日から6月を経過する日まで更正又はこれに伴う加算税の賦課決定を行うことができることとされています（防衛財源確保法43③）。例えば、法人税のみについて更正期限前6月以内に更正の請求がされた場合には、法人税及び防衛特別法人税についてその更正の請求の日から6月を経過する日まで更正を行うことができるということです。また、防衛特別法人税と同様に法人税額を基礎として算出される地方法人税も防衛特別法人税と密接に関連するも

のであることから、地方法人税と防衛特別法人税とのいずれか一方の税目について更正の請求が行われた場合にも、同様とされています。

なお、国税通則法第70条第5項、第71条及び第72条の規定を読み替えて適用することにより、この特例による更正等については、次のとおり、国税通則法第70条第3項の規定による更正等と同様に取り扱うこととされています（防衛財源確保法43④）。

- (イ) 偽りその他不正の行為に基づく税額等の更正決定等については、その期限を7年とされています（通法70⑤）が、この対象から、法人税に係る純損失等の金額についての上記の特例による更正等が除外されています。

- (ロ) 上記の特例による更正等ができる期間の満了する日後に、裁決等による原処分の異動又は更正の請求に基づく更正に伴って課税標準等又は税額等に異動が生じた場合にも、その裁決等又は更正があった日から6月間は更正決定等ができる（通法71）こととされています。

- (ハ) 上記の特例による更正又はこれに伴う賦課決定により納付すべき法人税、地方法人税若しくは防衛特別法人税又はこれらに伴う加算税の徴収権については、その更正があった日から5年間行使しないことによって、時効により消滅する（通法72）こととされています。

- ニ 国税通則法第71条第1項第3号の規定により、日曜日・休日に係る期限の特例や災害による期限の延長の適用により更正の請求期限が延長された場合における更正の請求の日から6月を経過する日が更正決定等期限後に到来するときは、その更正の請求に係る更正又はこれに伴う加算税の賦課決定については、更正決定等期限にかかわらず、その更正の請求の日から6月を経過する日まで行うことができることとされてい

ます。法人税と防衛特別法人税とは密接に関連するものであることから、一方の税目について更正の請求が行われた場合には、その税目だけでなく他方の税目についてもその更正の請求の日から6月を経過する日まで更正又はこれに伴う加算税の賦課決定を行うことができることとされています（防衛財源確保法43⑤）。例えば、更正の請求期限の延長が適用される場合において、法人税のみについて更正の請求がされたときは、法人税及び防衛特別法人税についてその更正の請求の日から6月を経過する日まで更正を行うことができるということです。上記ハの特例の適用がある場合には、上記の更正決定等期限は、上記ハの特例による更正等ができる期間の満了する日となります。また、防衛特別法人税と同様に法人税額を基礎として算出される地方法人税も防衛特別法人税と密接に関連するものであることから、地方法人税と防衛特別法人税とのいずれか一方の税目について更正の請求が行われた場合にも、同様とされています（防衛財源確保法43⑤）。

なお、国税通則法第72条の規定を読み替えて適用することにより、この特例による更正等については、国税通則法第71条第1項第3号の規定による更正等と同様に取り扱うこととされています。具体的には、上記の特例による更正又はこれに伴う賦課決定により納付すべき法人税、地方法人税若しくは防衛特別法人税又はこれらに伴う加算税の徴収権については、その更正があった日から5年間行使しないことによって、時効により消滅する（通法72）こととなります（防衛財源確保法43⑥）。

(5) 地方税法関係の規定の読替え

条 項	項 目	説 明
地方税法	道府県民	道府県民税からの控除対象

53③⑥③⑦	税における控除対象所得税額等相当額の控除	所得税額等相当額の控除は、法人税、地方法人税及び防衛特別法人税から控除しきれない場合に行うこととするものです。
同53③⑧	道府県民税における外国税額の控除	道府県民税からの外国税額の控除は、法人税、地方法人税及び防衛特別法人税から控除しきれない場合に行うこととするものです。
同53④⑩		当初申告税額控除額の固定措置を不適用とする事由に、防衛特別法人税に係る当初申告税額控除額の固定措置の不適用事由（防衛財源確保法16⑥一）を含めるものです。
同53④⑪		当初申告税額控除額の固定措置の再適用の対象に、防衛特別法人税に係る当初申告税額控除額の固定措置の不適用事由（防衛財源確保法16⑥一）に該当して当初申告税額控除額の固定措置が不適用となった場合を含めるものです。
同53④⑫		税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額の固定措置を不適用とする事由に、防衛特別法人税に係る税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額の固定措置の不適用事由（防衛財源確保法16⑪一・三）を含めるものです。
同 321 の 8 ③⑥③⑦	市町村民税における控除対象所得税額等相当額の控除	市町村民税からの控除対象所得税額等相当額の控除は、法人税、地方法人税、防衛特別法人税及び道府県民税から控除しきれない場合に行うこととするものです。
同 321 の 8 ③⑧	市町村民税における外国税額の控除	市町村民税からの外国税額の控除は、法人税、地方法人税、防衛特別法人税及び道府県民税から控除しきれない場合に行うこととするものです。
同 321 の 8 ④⑩		当初申告税額控除額の固定措置を不適用とする事由に、防衛特別法人税に係る当初申告税額控除額の固定措置の不適用事由（防衛財源確保法16

		⑥一) を含めるものです。
同 321 の 8 ④		当初申告税額控除額の固定措置の再適用の対象に、防衛特別法人税に係る当初申告税額控除額の固定措置の不適用事由（防衛財源確保法16⑥一）に該当して当初申告税額控除額の固定措置が不適用となった場合を含めるものです。
同 321 の 8 ⑤		税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額の固定措置を不適用とする事由に、防衛特別法人税に係る税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額の固定措置の不適用事由（防衛財源確保法16⑪一・三）を含めるものです。
同734③	都民税における控除対象所得税額等相当額の控除	都民税からの控除対象所得税額等相当額の控除は、法人税、地方法人税及び防衛特別法人税から控除しきれない場合に行うこととするものです。
	都民税における外国税額の控除	都民税からの外国税額の控除は、法人税、地方法人税及び防衛特別法人税から控除しきれない場合に行うこととするものです。
地方税法施行令 9 の 7 ②	道府県民税における外国税額の控除	前 3 年以内の控除限度超過額について道府県民税から控除する場合の国税の控除限度額に、防衛特別法人税の控除限度額を含めるものです。
同48の13 ②	市町村民税における外国税額の控除	前 3 年以内の控除限度超過額について市町村民税から控除する場合の控除限度額に、防衛特別法人税の控除限度額を含めるものです。
同57の 2 の 2 一、57の 2 の 3 一	都民税から控除される控除対象所得税額等相当額の按分方法	都民税から控除すべき控除対象所得税額等相当額の計算上、国税の控除限度額に防衛特別法人税の控除限度額を含めるものです。

(6) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の適用関係

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（(6)において「租税条約等実施特例法」といいます。）第 7 条第 1 項及び第 2 項は、相互協議の合意に基づく対応的調整について規定していますが、条約相手国等において更正又は決定に相当する処分があった場合において、その処分について相互協議による合意が行われたことにより、防衛特別法人税の額について減額されるものがあるとき、つまり、防衛特別法人税の額について対応的調整を行う必要があるときは、法人税及び地方法人税と同様の取り扱いをするため、これらの規定を準用することとされています（防衛財源確保法43②）。

なお、防衛特別法人税の額について、上述の対応的調整による更正が行われた場合において、その後続の課税事業年度の防衛特別法人税の額について、この対応的調整による更正に伴い、更正の請求を行う事由が生じたときは、法人税及び地方法人税と同様に、更正の請求期間にかかわらず、更正の通知を受けた日の翌日から 2 月以内に更正の請求ができることとされています（防衛財源確保法43③）。

また、上記(3)②ハの移転価格税制における延滞税の免除と対をなす相互協議における合意期間に係る還付加算金の不加算の措置が、租税条約等実施特例法第 7 条第 5 項で手当てされていますが、防衛特別法人税についても法人税及び地方法人税と同様の取扱いとするため、この規定を準用することとされています（防衛財源確保法43④）。

(注) 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律における国税庁長官の確認があった場合の更正の請求の特例等の各制度（外国居住者等所得相互免除法32①～③⑤⑥、35～37）についても法人税及び地方法人税と同様の取扱いとするため、関係条項を準用するとともに、所要の読替え

をすることとされています（防衛財源確保法43⑯～㉑、防衛特別法人税に関する政令19⑥）。

(7) 相続税法施行令の規定の読替え

条 項	項 目	説 明
相続税法施行令1の10⑤二	受益者等が存しない信託等の受託者の贈与税額又は相続税額の計算	受益者等が存しない信託等の受託者に課される贈与税又は相続税の額の計算について、法人税額相当額を基に防衛財源確保法の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額を贈与税額又は相続税額から控除するものです。 (注1) 法人税額相当額とは、贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額から翌期控除事業税等相当額を控除した価額をその事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した法人税の額をいいます。 (注2) 翌期控除事業税等相当額とは、贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利の価額をその事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した事業税の額及びその事業税の額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した特別法人事業税の額の合計額をいいます。
同33①二	人格のない社団又は財団等に課される贈与税等の額の計算方法等	人格のない社団等又は非出資法人に課される贈与税又は相続税の額の計算について、法人税額相当額を基に防衛財源確保法の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額を贈与税又は相続税の額から控除するものです。

(8) 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の規定の読替え

条 項	項 目	説 明
国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令5⑦	電子情報処理組織による申請等	通算親法人が、他の通算法人の防衛特別法人税に係る申請等に関する事項の処理として、その申請等に係る法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに税務署長より通知された当該通算親法人の識別符号(ID)及び暗証符号(パスワード)並びに当該他の通算法人の識別符号(ID)を入力して、その申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は国税庁長官が定める者の電子署名等を行った場合には、当該他の通算法人は、その申請等を電子情報処理組織(e-Tax)を使用する方法により行ったものとみなすこととするものです。

(9) 国税収納金整理資金に関する法律施行令の改正

過誤納金の還付金等は、国税収納金整理資金から支払うこととされていますが、この過誤納金の還付金等とされる支払金の範囲に、確定申告による外国税額の還付金（防衛財源確保法31①）、確定申告による防衛特別法人税の中間納付額の還付金（防衛財源確保法32①②）、欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の防衛特別法人税の還付金（防衛財源確保法33①）、更正等による外国税額の還付金（防衛財源確保法37①）、確定申告に係る更正等又は決定による防衛特別法人税の中間納付額の還付金（防衛財源確保法38①～③）及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正等に伴う防衛特別法人税額の還付の特例に係る還付金（防衛財源確保法39②③⑦）が追加されました（整理資金令2二十一）。

(注) 上記の改正は、国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和

7.3.31政令第137号)により行われています。

(10) 財務省組織令の改正

防衛特別法人税の創設に伴い、財務省組織令附則が改正され、次のとおり所要の条項を読み替えて適用することとされています（財務省組織令附則4の3）。

（注）上記の改正は、防衛特別法人税に関する政令附則第3条により行われています。

条 項	項 目	説 明
財務省組織令33一	税制第1課の所掌事務	新たな直接国税である防衛特別法人税に関する制度の企画及び立案に関する事務のうち、外国法人、外国税額の控除及び国外関連者との取引に係るものについて参事官の職務とし、それ以外を税制第3課の所掌事務とするものです。
同35一	税制第3課の所掌事務	
同36二	参事官の職務	

11 適用関係

(1) 防衛特別法人税は、令和8年4月1日以後に開始する課税事業年度に対する防衛特別法人税について適用することとされています（改正法附則62①）。

(2) 中間申告に係る規定については、令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用することとされています（改正法附則62②）。したがって、1年決算の法人については、防衛特別法人税が課されることとなる最初の課税事業年度においては、防衛特別法人税中間申告書の提出及び中間納付額の納付の義務はありません。

なお、その法人が通算子法人である場合には、その法人に係る通算親法人の令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度の期間内に開始するその法人の課税事業年度から中間申告に係る規定を適用することとされています。